

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 参照条文 目次

○ 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第十九号）による改正後の都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）	1
○ 都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）	2
○ 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第十九号）による改正後の密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）	3
○ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）	6
○ 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第十九号）による改正後の道路法（昭和二十七年法律第八十号）	8
○ 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）	21
○ 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）	28
○ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）	28
○ 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）	29
○ 電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令（平成七年政令第二百五十六号）	31
○ 自転車等の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和五十五年法律第八十七号）	31
○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）	31
○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	31
○ 道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）	32
○ 道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）	32
○ 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）	32
○ 道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）	32
○ 高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）	37
○ 高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五五号）	37
○ 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）	39
○ 宅地建物取引業法施行令（昭和二十九年政令第三百八十三号）	39
○ 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）	41
○ 山村振興法施行令（昭和四十年政令第三百三十一号）	42

○	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）	．．．．．	42
○	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百三号）	．．．．．	43
○	都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）	．．．．．	43
○	都市開発資金の貸付けに関する法律施行令（昭和四十一年政令第百二十二号）	．．．．．	43
○	都市計画法（昭和四十三年法律第百号）	．．．．．	44
○	都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）	．．．．．	44
○	豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）	．．．．．	44
○	豪雪地帯対策特別措置法施行令（昭和四十六年政令第三百六十七号）	．．．．．	44
○	半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）	．．．．．	45
○	半島振興法施行令（昭和六十一年政令第二百四十三号）	．．．．．	45
○	過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）	．．．．．	45
○	過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）	．．．．．	45
○	沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）	．．．．．	46
○	沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）	．．．．．	46
○	独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）	．．．．．	46
○	独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）	．．．．．	47
○	日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二号）	．．．．．	48
○	日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百三号）	．．．．．	48
○	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）	．．．．．	49
○	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）	．．．．．	49
○	国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）	．．．．．	50

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 参照条文

○ 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第十九号）による改正後の都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）

（都市再生整備計画）

第四十六条 市町村は、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域において、都市再生基本方針（当該区域が都市再生緊急整備地域内にあるときは、都市再生基本方針及び当該都市再生緊急整備地域の地域整備方針）に基づき、当該公共公益施設の整備等に関する計画（以下「都市再生整備計画」という。）を作成することができる。

2 都市再生整備計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一・二 （略）

三 前号の目標を達成するために必要な次に掲げる事業に関する事項

イ 公共公益施設の整備に関する事業

ロ 市街地再開発事業

ハ 防災街区整備事業

ニ 土地区画整理事業

ホ 住宅施設の整備に関する事業

ヘ その他国土交通省令で定める事業

四 前号の事業と一体となつてその効果を増大させるために必要な事務又は事業に関する事項

五・六 （略）

3 （略）

7 第二項第三号に掲げる事業に関する事項には、国道（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）若しくは

7 第二項第三号に掲げる事業に関する事項には、国道（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）若しくは

7 第二項第三号に掲げる事業に関する事項には、国道（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）若しくは

7 第二項第三号に掲げる事業に関する事項には、国道（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）若しくは

7 第二項第三号に掲げる事業に関する事項には、国道（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）若しくは

7 第二項第三号に掲げる事業に関する事項には、国道（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）若しくは

7 第二項第三号に掲げる事業に関する事項には、国道（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）若しくは

7 第二項第三号に掲げる事業に関する事項には、国道（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）若しくは

7 第二項第三号に掲げる事業に関する事項には、国道（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）若しくは

7 第二項第三号に掲げる事業に関する事項には、国道（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）若しくは

7 第二項第三号に掲げる事業に関する事項には、国道（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）若しくは

7 第二項第三号に掲げる事業に関する事項には、国道（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）若しくは

7 第二項第三号に掲げる事業に関する事項には、国道（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）若しくは

7 第二項第三号に掲げる事業に関する事項には、国道（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）若しくは

7 第二項第三号に掲げる事業に関する事項には、国道（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）若しくは

7 第二項第三号に掲げる事業に関する事項には、国道（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）若しくは

7 第二項第三号に掲げる事業に関する事項には、国道（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）若しくは

7 第二項第三号に掲げる事業に関する事項には、国道（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）若しくは

7 第二項第三号に掲げる事業に関する事項には、国道（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）若しくは

7 第二項第三号に掲げる事業に関する事項には、国道（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）若しくは

7 第二項第三号に掲げる事業に関する事項には、国道（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）若しくは

7 第二項第三号に掲げる事業に関する事項には、国道（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）若しくは

7 第二項第三号に掲げる事業に関する事項には、国道（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）若しくは

7 第二項第三号に掲げる事業に関する事項には、国道（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）若しくは

7 第二項第三号に掲げる事業に関する事項には、国道（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）若しくは

- 3 市町村は、第一項の規定により国道の新設等又は国道の維持等を行おうとするとき、及び当該国道の新設等又は国道の維持等の全部又は一部を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
- 4 市町村は、第一項の規定により国道の新設等又は国道の維持等を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者（道路法第十条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）に代わってその権限を行うものとする。
- 5 (略)

(推進法人の業務)
第七十四条 推進法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一・二 (略)
- 三 次に掲げる事業を施行すること又は当該事業に参加すること。
- イ 第一号の都市開発事業
- ロ イに掲げる事業の施行に関連して必要となる公共施設の整備に関する事業（都市再生整備計画に記載されたものに限る。）
- 四 前号の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。
- 五・六 (略)

○ 都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）（抄）

第九條 (市町村が行うことができる国道又は都道府県道の新設又は改築)
法第四十六条第七項の政令で定める国道又は都道府県道の新設又は改築は、次に掲げるものとする。

- 一 歩道、自転車道、自転車歩行者道、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路の新設又は改築
- 二 沿道の駐車施設への駐車待機する自動車により発生する渋滞を解消するための車線の増設
- 三 電線共同溝（電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号。以下「電線共同溝整備法」という。）第二条第三項に規定する電線共同溝をいう。）の整備
- 四 道路の附属物であるさく、並木、街灯、自動車駐車場、ベンチ若しくはその上屋又は自転車駐車場の設置
- 五 その他国土交通省令で定める国道又は都道府県道の新設又は改築

(市町村が決定又は変更を要請することができる都市計画)
第十條 法第五十四条第一項の政令で定める都市計画は、次に掲げる地域地区に関する都市計画とする。

- 一 法第三十六条第一項の都市再生特別地区
- 二 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第九条第一項第一号イからニまでに掲げる土地の区域の全部又は一部を含む都市計画区域内における都市計画法第八条第一項第一号の用途地域、同項第二号の三の特例容積率適用地区又は同項第二号の四の高層住居誘導地区
- 三 都市計画法第八条第一項第七号の風致地区で、面積が十ヘクタール以上のもの
- 四 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第五条の緑地保全地域及び同法第十二条第一項の特別緑地保全地区（首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号）第四条第二項第三号の近郊緑地特別保全地区及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三十三号）第六条第二項の近郊緑地特別保全地区以外のものであつては、面積が十ヘクタール以上のものに限る。）

(道路管理者の権限の代行)
第十一條 法第五十八条第四項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限は、次に掲げるもののうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。

- 一 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項第四号、第十一号の四、第十二号（道路法第四十六条第一項第二号の規定による通行の禁止又は制限に係る部分に限る。次項において同じ。）
- 第十四号、第十四号の二、第十六号、第十七号及び第二十一号（同法第九十五条の二第一項

の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。に掲げるもの

二 電線共同溝整備法第四条第四項（電線共同溝整備法第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定により申請を却下すること。

三 電線共同溝整備法第五条第二項（電線共同溝整備法第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定により意見を聴き、及び電線共同溝整備計画又は電線共同溝増設計画を定めること。

四 電線共同溝整備法第六条第二項（電線共同溝整備法第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出を受理すること。

二 市町村は、前項第一号（道路法施行令第四条第一項第十一号の四又は第十二号に係る部分に限る。）又は第二号から第四号までに掲げる権限を行った場合合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

三 第一項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限は、法第五十八条第三項の規定に基づき公示される工事の開始の日から工事の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第十六号及び第十七号に掲げる権限については、工事の完了の日後においても行うことができる。

四 市町村が法第五十八条の規定により道路の新設又は改築を行う場合において、道路管理者が当該道路について電線共同溝整備法第七条第一項（電線共同溝整備法第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による負担金を徴収したときは、当該道路管理者は、当該負担金に相当する額を当該負担金の徴収後直ちに当該市町村に支払わなければならない。

（認定を申請することができる都市再生整備事業の規模）

第十二条 法第六十三条第一項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる都市開発事業の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条第十項に規定する認定基本計画において同条第二項第四号に掲げる事項として定められた都市開発事業 ○・二ヘクタール

二 当該都市開発事業の整備事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業（都市再生整備計画の区域内において、都市再生整備計画に記載された事業と一体的に施行されることによりその事業の効果を一層高めるものに限る。）が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、これらの都市開発事業の整備事業区域の面積の合計が○・五ヘクタール以上となる場合における当該都市開発事業 ○・二五ヘクタール

三 前二号に掲げる都市開発事業以外の都市開発事業 ○・五ヘクタール

○ 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第十九号）による改正後の密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）（抄）

（独立行政法人都市再生機構の行う従前居住者用賃貸住宅の建設等の業務）

第三十条の二 独立行政法人都市再生機構は、機構法第十一条に規定する業務のほか、従前居住者用賃貸住宅（第十三条第一項の規定による勧告に係る延焼等危険建築物の除却の事業その他防災再開発促進地区の区域内における国土交通省令で定める防災街区の整備に関する事業の実施に伴い住宅の明渡しの請求を受けた者（第五項において「従前の居住者」という。）に賃貸するための住宅をいう。以下この条において同じ。）の建設、管理、増改築及び譲渡の業務を行うことができる。

三 地方公共団体は、自ら従前居住者用賃貸住宅の建設、管理、増改築及び譲渡を行うのみではその不足を補うことができないと認めるときは、独立行政法人都市再生機構に対し、第一項に規定する業務に関し、政令で定めるところにより、当該業務に関する計画を示して、その実施を要請することができる。

四 略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

略

第八章 避難経路協定

第二百八十九条 防災再開発促進地区の区域内の一団の土地の所有者及び借地権を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第二百九十三条第二項において「大都市住宅等供給法」という。）第八十三条に

において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権を有する者。以下この章において「土地所有者等」と総称する。）は、その全員の合意により、火事又は地震が発生した場合の当該土地の区域における避難に必要な経路（以下この章において「避難経路」という。）の整備又は管理に関する協定（以下この章において「避難経路協定」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権の目的となつている土地がある場合においては、当該借地権の目的となつている土地の所有者の合意を要しない。

2 避難経路協定の認可

一 避難経路協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。「避難経路協定区域」という。）及び避難経路の位置

二 次に掲げる避難経路の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの

イ 前号の避難経路を構成する道路の幅員又は路面の構造に関する基準

ロ 前号の避難経路における看板、さくその他の避難上支障となる工作物の設置に関する基準

ハ 前号の避難経路にその敷地が接する工作物（建築物を除く。）の位置、規模又は構造に関する基準

ニ その他避難経路の整備又は管理に関する事項

三 避難経路協定の有効期間

四 避難経路協定に違反した場合の措置

3 避難経路協定においては、前項各号に掲げるもののほか、防災再開発促進地区の区域内の土地のうち、避難経路協定区域に隣接した土地であつて、避難経路協定区域の一部とすることにより避難経路の整備又は管理に資するものとして避難経路協定区域の土地となることを当該避難経路協定区域内の土地所有者等が希望するもの（以下この章において「避難経路協定区域隣接地」という。）を定めることができる。

4 避難経路協定は、市町村長の認可を受けなければならない。

（認可の申請に係る避難経路協定の縦覧等）

第二百九十条 市町村長は、前条第四項の認可の申請があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該避難経路協定を公告の日

から二週間関係人の縦覧に供さなければならぬ。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該避難経路協定について、市町村長に意見書を提出することができる。

（避難経路協定の認可）

第二百九十一条 市町村長は、第二百八十九条第四項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

一 申請手続が法令に違反しないこと。

二 土地又は建築物等の利用を不当に制限するものでないこと。

三 第二百八十九条第二項各号に掲げる事項（当該避難経路協定において避難経路協定区域隣接地を定める場合にあつては、当該避難経路協定区域隣接地に関する事項を含む。）について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

2 建築主事を置かない市町村の市町村長は、第二百八十九条第二項第二号に掲げる事項に建築物に関する事項を定めた避難経路協定について同条第四項

の認可をしようとするときは、前条第二項の規定により提出された意見書を添えて、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

3 市町村長は、第二百八十九条第四項の認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該避難経路協定を当該市町村

の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、避難経路協定区域である旨を当該避難経路協定区域内に明示しなければならない。

（避難経路協定の變更）

第二百九十二条 避難経路協定区域内における土地所有者等（当該避難経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、避難経路協定において定めた事項を變更

しようとする場合においては、その全員の合意をもつてその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の變更の認可について準用する。

[illegible]

避難経路協定区域内の土地で土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定されたものが、同法第八十六条第一項の換地計画又は大都

市住宅等供給法第七十条第一項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第九十一条第三項（大都市住宅等供給法第八十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかったときは、当該土地は、土地区画整理法第三条第四項（大都市住宅等供給法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による公告があった日か終了した時において当該避難経路協定区域から除外されるものとする。

3 前二項の規定により避難経路協定区域内の土地が当該避難経路協定区域から除外された場合においては、当該借地権を有していた者又は当該仮換地として指定されていた土地に対応する従前の土地に係る土地所有者等（当該避難経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならぬ。

4 第二百九十一条第三項の規定は、前項の規定による届出があつた場合その他市町村長が第一項又は第二項の規定により避難経路協定区域から除外されたことを知つた場合について準用する。

(避難経路協定の効力)

第二百九十四条 第二百九十一条第三項（第二百九十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告のあつた避難経路協定区域内の土地所有者等となつた者（当該避難経路協定について第二百八十九条第一項又は第二百九十二条第一項の規定による合意をしなかつた者の有する土地の所有権を承継した者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(避難経路協定の認可の公告のあつた後避難経路協定に加わる手続等)

第二百九十五条 避難経路協定区域内の土地の所有者（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に對する従前の土地の所有者）で当該避難経路協定の効力が及ばないものは、第二百九十一条第三項（第二百九十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告があつた後いつでも、市町村長に対して書面での意思を表示することによつて、当該避難経路協定に加わることができる。

2 避難経路協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等は、第二十九条第一項第三項（第二九二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告があつた後いつでも、当該土地に係る土地所有者等の全員の合意により、市町村長に対して書面での意思表示することによつて、避難経路協定に加わることができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に對する従前の土地）の区域内に借地権の目的となつてゐる土地がある場合においては、当該借地権の目的となつてゐる土地の所有者の合意を要しない。

3 避難経路協定区域隣接地の区域内の土地で前項の規定による土地所有者等の意思の表示に係るものの区域は、その意思の表示のあつた時以後、避難経路協定区域の一部となるものとする。

第二百九十一条第三項の規定は、第一項又は第二項の規定により当該避難経路協定に加わつた者がその時において所有し、又

5 避難経路協定は、第一項又は第二項の規定により当該避難経路協定に加わった者がその時において所有し、又は借地権を有していた当該避難経路協定区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）について、前項において準用する第二百九十一条第三項の規定による公告のあつた後において土地所有者等となつた者（当該避難経路協定について第二項の規定による合意をしなかつた者の有する土地の所有権を承継した者及び前条の規定の適用がある者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（避難経路協定の廃止）

第二百九十六条 避難経路協定区域内の土地所有者等（当該避難経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、第二百八十九条第四項又は第二百九十二条第一項の認可を受けた避難経路協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

(土地の共有者等の取扱い)
第二百九十七条 土地又は借地権が数人の共有に属するときは、第二百八十九条第一項、第二百九十二条第一項、第二百九十五条第一項及び第二項並びに前条第一項の規定の適用については、合わせて一の所有者又は借地権を有する者とみなす。

(一の所有者による避難経路協定の設定)

第二百九十八条 防災再開発促進地区の区域内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、避難経路の整備又は管理のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を避難経路協定区域とする避難経路協定を定めることができる。

2 市町村長は、前項の認可の申請が第二百九十一条第一項各号のいずれにも該当し、かつ、当該避難経路協定が避難経路の整備又は管理のため必要であると認める場合限り、前項の認可をするものとする。

3 第二百九十一条第二項及び第三項の規定は、第一項の認可について準用する。

4 第一項の認可を受けた避難経路協定は、認可の日から起算して三年以内において当該避難経路協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することになった時から、第二百九十一条第三項の規定による認可の公告のあった避難経路協定と同一の効力を有する避難経路協定となる。

(借主の地位)

第二百九十九条 避難経路協定に定める事項が建築物等の借主の権限に係る場合においては、その避難経路協定については、当該建築物等の借主を土地所有者等とみなして、この章の規定を適用する。

(防災機構の業務)

第三百一条 防災機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 (略)

二 特定防災街区整備地区において当該地区内の各街区の防災街区としての整備に資する建築物を整備する事業若しくは防災街区整備地区計画の区域において当該区域内の各街区の防災街区としての整備に資する建築物その他の施設であつて国土交通省令で定めるものを当該防災街区整備地区計画の内容に即して整備する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。

三 次に掲げる土地の取得、管理及び譲渡を行うこと。

イ 特定防災街区整備地区又は防災街区整備地区計画の区域において、当該地区又は区域内の各街区の防災街区としての整備を図るために有効に利用でき土地で政令で定めるもの

ロ 防災都市施設の整備のために必要な土地で政令で定めるもの

四・五 (略)

(大都市等の特例)

第三百八条 この法律中都道府県知事の権限に属する事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この条において「中核市」という。)、及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市(以下この条において「特例市」という。))においては、政令で定めるところにより、指定都市、中核市又は特例市(以下この条において「指定都市等」という。))の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、指定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用があるものとする。

○ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令(平成九年政令第三百二十四号) (抄)

目次

第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 防災再開発促進地区の区域における建築物の建替え等の促進（第三条―第七条）
第三章 防災街区整備地区計画等
第一節 防災街区整備地区計画（第八条―第十三条）
第二節 防災街区整備権利移転等促進計画（第十四条）
第三節 防災街区計画整備組合（第十五条―第二十二条）
第四章 防災街区整備事業
第一節 総則（第二十三条）
第二節 施行者
第一款 総則（第二十四条・第二十五条）
第二款 個人施行者（第二十六条）
第三款 防災街区整備事業組合（第二十七条―第二十九条）
第四款 事業会社（第三十条）
第五款 地方公共団体及び独立行政法人都市再生機構等（第三十一条）
第三節 防災街区整備事業の施行
第一款 測量、調査等（第三十二条・第三十三条）
第二款 権利変換手続（第三十四条―第四十七条）
第三款 費用の負担（第四十八条）
第四款 雑則（第四十九条―第五十二条）
第五章 防災都市施設の整備のための特別の措置（第五十三条―第五十六条）
第六章 防災街区整備推進機構（第五十七条・第五十八条）
第七章 雑則（第五十九条・第六十条）
附則

（価額についての裁決申請等について土地収用法を準用する場合の読替規定）
第三十七条 法第二百十八条第三項の規定による土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替えるべき規定	読み替えられるべき規定	読み替える字句
（略）	（略）	（略）
第三百三十三条第一項	損失の補償	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百五条第一項第三号、第八号、第十六号又は第十七号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利の価額
第三百三十三条第二項	起業者	施行者
（略）	土地所有者又は関係人	裁決申請者
（略）	（略）	（略）

（土地の明渡しに伴う損失補償に係る裁決申請等について土地収用法を準用する場合の読替規定）
 第三十九条 法第二百三十二条第五項において準用する法第二百十八条第三項の規定による土地収用法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替えるべき規定		読み替えられるべき規定		読み替える字句	
(略)		(略)		(略)	
第百三十二条第二項		起業者	施行者	(略)	
		土地所有者又は関係人	裁決申請者	(略)	
(略)				(略)	

（防災街区としての整備を図るために有効に利用できる土地）
 第五十七条 法第二百九十条第三号イの政令で定める土地は、次に掲げる土地とする。

- 一 道路、公園、緑地その他の公共の用に供する施設又は公用施設の整備に関する事業の用に供する土地
- 二 都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業又は地方公共団体が行うこれに準ずる事業で国土交通省令で定めるものの用に供する土地
- 三 法第二百九十条第二号に規定する事業の用に供する土地
- 四 特定防災街区整備地区又は防災街区整備地区計画の区域内において行われる前三号に規定する事業に係る代替地の用に供する土地

（防災都市施設の整備のために必要な土地）
 第五十八条 法第二百九十条第三号ロの政令で定める土地は、防災都市施設の整備に関する事業の用に供する土地及び当該事業に係る代替地の用に供する土地とする。

（大都市等の特例）

第五十九条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）、及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下この条において「特例市」という。）、において、法第二百九十七条の規定により指定都市、中核市又は特例市の長が行う事務は、法第五章第三節、第百九十一条第一項及び第百九十二条第一項、法第九十三条において準用する都市再開発法第六十二条第一項及び第二項、法第九十七条、第二百三十三条第二項及び第三項並びに第二百八十三条第一項並びに同条第三項において準用する都市計画法第八十一条第一項から第三項まで及び第八十二条第一項の規定により都道府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務とする。

○ 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第十九号）による改正後の道路法（昭和二十七年法律第八十号）（抄）

（用語の定義）

第二条（略）
 2 この法律において「道路の附属物」とは、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、次に掲げるものをいう。

一 (略)
二 道路上の並木又は街灯で第十八条第一項に規定する道路管理者の設けるもの
三 (略)

六 自動車駐車場又は自転車駐車場で道路上に、又は道路に接して第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるもの
七 共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十八年法律第八十一号)第三条第一項の規定による共同溝整備道路又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第四条第二項に規定する電線共同溝整備道路に第十八条第一項に規定する道路管理者の設ける共同溝又は電線共同溝

八 (略)
三 (略)
五 (略)

第十三条 (国道の維持、修繕その他の管理)

第二十三条 (略)

四 第一項の規定により都道府県が維持、修繕、災害復旧その他の管理を行う場合において、その行おうとする国道の修繕又は災害復旧に関する工事が都道府県の区域の境界に係るときは、関係都道府県は、あらかじめ修繕又は災害復旧に関する工事の設計及び実施計画について協議しなければならない。

五・六 (略)

(管理の特例)

第十七条 指定市の区域内に存する国道の管理で第十二条ただし書及び第十三条第一項の規定により都道府県が行うこととされているもの並びに指定市の区域内に存する都道府県道の管理は、第十二条ただし書、第十三条第一項及び第十五条の規定にかかわらず、当該指定市が行う。

二 指定市以外の市は、第十二条ただし書、第十三条第一項及び第十五条の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、当該市の区域内に存する国道の管理で第十二条ただし書及び第十三条第一項の規定により当該都道府県が行うこととされているもの並びに当該市の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができる。

三 指定市以外の市町村は、地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上又は快適な生活環境の確保を図るため、当該市町村の区域内に存する国道若しくは都道府県道の新設、改築、維持若しくは修繕又は国道若しくは都道府県道に附属する道路の附属物の新設若しくは改築のうち、歩道の新設、改築、維持又は修繕その他の政令で定めるものであつて第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項の規定により都道府県が行うこととされているもの(前二項の規定により指定市又は指定市以外の市が行うこととされているものを除く。第二十七条第二項において「歩道の新設等」という。)を都道府県に代わつて行うことが適当であると認められる場合においては、第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、これを行うことができる。

四 指定市以外の市町村は、前二項の規定により国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕を行おうとするとき、及び当該国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の全部又は一部を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

五 第一項から第三項までの場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替は、政令で定める。

(道路の区域の決定及び供用の開始等)

第十八条 第十二条、第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条又は前条第一項若しくは第二項の規定によつて道路を管理する者(指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。)は、路線が指定され、又は路線の認定若しくは変更が公示された場合においては、遅滞なく、道路の区域を決定して、国土交通省令で定めるところにより、これを公示し、かつ、これを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局又は関係都道府県若しくは市町村の事務所(以下「道路管理者の事務所」という。)において一般の縦覧に供しなければならない。道路の区域を変更した場合においても、同様とする。

二 (略)

(他の工作物の管理者に対する工事施行命令等)

第二十一条 道路と他の工作物とが相互に効用を兼ねる場合において、他の工作物の管理者に当該道路の道路に関する工事を施行させ、又は維持をさせることが適当であると認められるときは、前条及び第三十一条の規定によつて協議をした場合を除く外、道路管理者は、他の工作物の管理者に当該道路に関する工事を施行させ、又は当該道路の維持をさせることができる。

(工事原因者に対する工事施行命令等)

第二十二條 道路管理者は、道路に関する工事以外の工事（以下「他の工事」という。）により必要を生じた道路に関する工事又は道路を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは道路の補強、拡幅その他道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を当該工事の執行者又は行為者に施行させることができる。

2 (略)

(附帯工事の施行)

第二十三條 道路管理者は、道路に関する工事に因り必要を生じた他の工事又は道路に関する工事を施行するために必要を生じた他の工事を道路に関する工事とあわせて施行することができる。

2 (略)

(道路管理者以外の者の行う工事)

第二十四條 道路管理者以外の者は、第十二條、第十三條第三項、第十七條第三項又は第十九條から第二十二條までの規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める輕易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。

(自動車駐車場又は自転車駐車場の駐車料金及び割増金)

第二十四條の二 道路管理者（指定区間内の国道にあつては、国。第三項、第三十九條第一項、第四十四條の二第八項、第四十九條、第五十八條第一項、第五十九條第三項、第六十一條第一項、第六十四條第一項、第六十九條第一項及び第三項、第七十二條第一項及び第三項、第七十三條第一項から第三項まで、第八十五條第三項並びに第九十一條第三項において同じ。）は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定めるところにより、道路の附属物である自動車駐車場又は自転車駐車場に自動車（道路運送車両法第二條第三項に規定する原動機付自転車を含む。以下この条において同じ。）又は自転車（自転車）を駐車させる者から、駐車料金を徴収することができる。ただし、道路交通法第三十九條第一項に規定する緊急自動車その他政令で定める自動車又は自転車（自転車）を駐車させる場合においては、この限りでない。

3 2 (略)

道路管理者は、第一項の駐車料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の二倍に相当する額を割増金として徴収することができる。

(自動車駐車場又は自転車駐車場の駐車料金等の表示)

第二十四條の三 道路管理者は、前条第一項の規定により駐車料金を徴収する自動車駐車場又は自転車駐車場について、国土交通省令で定めるところにより、駐車料金、駐車することができる時間その他自動車駐車場又は自転車駐車場の利用に關し必要な事項を表示するため、標識を設けなければならない。

(道路管理者の権限の代行)

第二十七條 国土交通大臣は、第十二條本文の規定により指定区間外の国道の新設若しくは改築を行う場合又は第十三條第三項の規定により指定区間外の国道の災害復旧に關する工事を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該指定区間外の国道の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。

2 指定市以外の市町村は、第十七條第三項の規定により歩道の新設等を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。

3 第十九条の規定による協議に基づき一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は第二十条の規定による協議に基づき他の工作物の管理者が道路を管理する場合には、これらの者は、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。

(道路の占用の許可)

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

一 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

二 第一項の規定による許可を受けた者（以下「道路占用者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。

三 第一項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものである場合においては、第二項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行なうことができる。この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。

四 道路管理者は、第一項又は第三項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

(道路の占用の許可基準)

第三十三条 道路管理者は、道路の占用が前条第一項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

2 次に掲げる工作物又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するものための道路の占用については、同項の規定にかかわらず、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

一 前条第一項第五号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道又は第四十八条の四に規定する自動車専用道路の連結路附属地（これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この号において同じ。）に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの。

二 前条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、並木、街灯その他道路（高速自動車国道及び第四十八条の四に規定する自動車専用道路を除く。以下この号において同じ。）の管理上当該道路の区域内に設けることが必要なものとして政令で定める工作物又は施設で、道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの。

(工事の調整のための条件)

第三十四条 道路管理者は、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を与えようとする場合において、道路を不経済に損傷し、又は道路の交通に著しい支障を及ぼさないために必要があると認めるときは、当該申請に係る道路の占用に関する工事と他の申請に係る道路の占用に関する工事若しくは他の道路占用者の道路の占用又は道路に関する工事とを相互に調整するために当該許可に対して必要な条件を附することができ、この場合において、道路管理者は、あらかじめ当該申請に係る道路の占用に関する工事を行う者又は他の道路占用者の意見を聞かなければならない。

(国の行う道路の占用の特例)

第三十五条 国の行う事業のための道路の占用については、第三十二条第一項及び第三項の規定にかかわらず、国が道路管理者に協議し、その同意を得れば足りる。この場合において、同条第二項各号に掲げる事項及び第三十九条に規定する占用料に関する事項については、政令でその基準を定めることができる。

(水道、電気、ガス事業等のための道路の占用の特例)
第三十六条 水道法(昭和三十三年法律第七十七号)、工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)、下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)、

鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)若しくは全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)、ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)、電気事業法(昭和三十三年法律第七十号)又は電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の規定に基づき、水管(水道事業、水道用水供給事業又は工業用水道事業の用に供するものに限る。)、下水道管、公衆の用に供する鉄道、ガス管(ガス事業法第二条第一項に規定する一般ガス事業又は同条第三項に規定する簡易ガス事業の用に供するものに限る。)、又は電柱、電線若しくは公衆電話所(これらのうち、電気事業法に基づき、電気通信事業法に基づくものにあつては同法第二条第十号に規定する電気事業者(同項第八号に規定する特定規模電気事業者を除く。))がその事業の用に供するものに、電気通信事業法に基づくものにあつては同法第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る。を道路に設けようとする者は、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を受けようとする場合においては、これらの工事を実施しようとする日の一月前までに、あらかじめ当該工事の計画書を道路管理者に提出しておかなければならない。ただし、災害による復旧工事その他緊急を要する工事又は政令で定める軽易な工事を行う必要が生じた場合においては、この限りでない。

2 道路管理者は、前項の計画書に基づく工事(前項ただし書の規定による工事を含む。))のための道路の占用の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る道路の占用が第三十三条第一項の規定に基づく政令で定める基準に適合するときは、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を与えなければならない。

(道路管理者の道路の占用に関する工事の施行)

第三十八条 道路管理者は、道路の構造を保全するために必要があると認める場合又は道路占用者の委託があつた場合においては、道路の占用に関する工事で道路の構造に係るものを自ら行うことができる。

2 前項の場合において、道路の構造を保全するために必要があると認めて道路管理者が自ら工事を行おうとするときは、当該道路管理者は、道路占用者に対して、あらかじめ自ら当該工事を行うべき旨及び当該工事を行うべき時期を通知しなければならない。

(占用料の徴収)

第三十九条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業で政令で定めるもの及び地方公共団体の行う事業で地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第六条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。

2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定める。但し、条例で定める場合においては、第三十五条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。

(原状回復)

第四十条 (略)
2 道路管理者は、道路占用者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(添加物件に関する適用)

第四十一条 道路管理者以外の者が占用物件に関し新たに道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある物件を添加しようとする行為は、本節の規定の適用については、新たな道路の占用とみなす。

- （道路の維持又は修繕）
第四十二条 道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。
2 （略）

（違法放置物件に対する措置）
第四十四条の二

道路管理者は、第四十三条第二号の規定に違反して、道路を通行している車両から落下して道路に放置された当該車両の積載物その他の道路に放置された物件（以下この条において「違法放置物件」という。）が、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼしているとき、当該物件の占有者、所有者その他当該違法放置物件について権原を有する者（以下この条において「違法放置物件の占有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないため、これらの者に対し、第七十一条第一項の規定により必要な措置をとることを命ずることができないときは、当該違法放置物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させることができる。

2 道路管理者は、前項の規定により違法放置物件を除去し、又は除去させたときは、当該違法放置物件を保管しなければならない。

3 道路管理者は、前項の規定により違法放置物件を保管したときは、当該違法放置物件の占有者等に対し当該違法放置物件を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

4 道路管理者は、第二項の規定により保管した違法放置物件が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して三月を経過してもなお当該違法放置物件を返還することができない場合において、政令で定めるところにより評価した当該違法放置物件の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、当該違法放置物件を売却し、その売却した代金を保管することができる。

5 道路管理者は、前項の規定による違法放置物件の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する価額が著しく低いときは、当該違法放置物件を廃棄することができる。

6・7 （略）

8 第三項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第二項の規定により保管した違法放置物件（第四項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該違法放置物件の所有権は、当該違法放置物件を保管する道路管理者に帰属する。

（道路標識等の設置）
第四十五条

道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑を図るため、必要な場所に道路標識又は区画線を設けなければならない。
2 （略）

（通行の禁止又は制限）
第四十六条

道路管理者は、左の各号の一に掲げる場合においては、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

一 （略）

二 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合

2 道路監理員（第七十一条第四項の規定により道路管理者が命じた道路監理員をいう。）は、前項第一号に掲げる場合において、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要限度において、一時、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

3 （略）

（通行の禁止又は制限の場合における道路標識）
第四十七条の四

道路管理者は、第四十六条第一項若しくは第三項又は第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合において、禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設けなければならない。この場合において、道路管理者は、必要があると認めるときは、適当なまわり道を道路標識をもつて明示し、一般の交通に支障のないようにしなければならない。

2 （略）

(市町村による歩行安全改築の要請)

第四十七條の五 市町村は、当該市町村の区域内に存する道路（高速自動車国道、第四十八條の四に規定する自動車専用道路、第四十八條の十四第二項に規定する自転車専用道路及び当該市町村が道路管理者である道路を除く。以下この項において同じ。）の道路管理者に対し、国土交通省令で定めるところにより、道路の附属物である自転車駐車場の道路上における設置その他の歩行者の通行の安全の確保に資するものとして政令で定める道路の改築（以下「歩行安全改築」という。）を行うことを要請することができる。この場合においては、当該要請に係る歩行安全改築の工事計画書の素案を添えなければならない。

2
6 (略)

(道路の立体的区域の決定等)

第四十七條の六 道路管理者は、道路の新設又は改築を行う場合において、当該道路の存する地域の状況を勘案し、適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため必要があると認めるときは、第十八條第一項の規定により決定し又は変更する道路の区域を空間又は地下について上下の範囲を定めたもの（以下「立体的区域」という。）とすることができ、

(道路一体建物に関する協定)

第四十七條の七 道路管理者は、道路の区域を立体的区域とした道路と当該道路の区域外に新築される建物とが一体的な構造となることについて、当該建物を新築してその所有者になろうとする者との協議が成立したときは、次に掲げる事項を定めた協定（以下この節において「協定」という。）を締結して、当該道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理を行うことができる。この場合において、道路の管理上必要があると認めるときは、協定に従つて、当該建物の管理を行うことができる。

1
7 (略)

2 道路管理者は、協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示し、かつ、当該協定の写しを道路管理者の事務所において一般の閲覧に供するとともに、協定において定めるところにより、道路一体建物又はその敷地内の見やすい場所に、道路管理者の事務所においてこれを閲覧に供している旨を掲示しなければならない。

(道路保全立体区域)

第四十七條の十 道路管理者は、道路の区域を立体的区域とした道路について、当該道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、当該道路の上下の空間又は地下について、上下の範囲を定めて、道路保全立体区域の指定をすることができる。

2 (略)

3 道路管理者は、道路保全立体区域の指定をしようとする場合においては、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。その指定を変更し、又は解除しようとする場合においても、同様とする。

(道路等との交差等)

第四十八條の十四 道路管理者は、前条第一項から第三項までの規定による指定をした、又はしようとする道路又は道路の部分道路等と交差させようとする場合においては、当該道路又は道路の部分の安全な交通が確保されるよう措置しなければならない。

2 (略)

(利便施設協定の締結等)

第四十八條の十七 道路管理者は、その管理する道路に並木、街灯その他道路の通行者又は利用者の利便の確保に資するものとして政令で定める工作物又は施設を設けることが当該道路の構造又は周辺の土地利用の状況により困難である場合において、当該道路の通行者又は利用者の利便の確保のため必要があると認めるときは、当該道路の区域外にあるそれらの工作物又は施設（以下「道路外利便施設」という。）について、道路外利便施設所有者等（当該道路外利便施設の所有者又は当該道路外利便施設の敷地である土地（建築物その他の工作物に道路外利便施設が設けられている場合にあつては、当該建築物そ

の他の工作物のうち当該道路外利便施設に係る部分）の所有者若しくは使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者をいう。次項及び第四十八条の十九において同じ。）との間において、次に掲げる事項を定めた協定（以下この節において「利便施設協定」という。）を締結して、当該道路外利便施設の管理を行うことができる。

2 (略)

第四十八条の十八 (利便施設協定の縦覧等)

該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供さなければならない。

2 (略)

3 道路管理者は、利便施設協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示し、かつ、当該利便施設協定の写しを道路管理者の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、利便施設協定において定めるところにより、協定利便施設又はその敷地内の見やすい場所に、道路管理者の事務所においてこれを閲覧に供している旨を掲示しなければならない。

4 (略)

第四十九条 (道路の管理に関する費用負担の原則)

道路の道路管理者の負担とする。この法律及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法並びに他の法律に特別の規定がある場合を除くほか、当該道路の道路管理者の負担とする。

(国道の管理に関する費用)

第五十条 国道の新設又は改築に要する費用は、国土交通大臣が当該新設又は改築を行う場合においては国がその三分の二を、都道府県がその三分の一を負担し、都道府県が当該新設又は改築を行う場合においては国及び当該都道府県がそれぞれその二分の一を負担するものとする。

2 国道の維持、修繕その他の管理に要する費用は、指定区間内の国道に係るものにあっては国がその十分の五・五を、都道府県がその十分の四・五を負担し、指定区間外の国道に係るものにあっては都道府県の負担とする。ただし、第十三条第二項の規定による指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理に要する費用は、当該都道府県又は指定市の負担とする。

3 第一項の場合において、国道の新設又は改築に因つて他の都道府県も著しく利益を受けるときは、国土交通大臣は、政令で定める基準により、その利益を受ける限度において、当該国道の所在する都道府県の負担すべき負担金の一部を著しく利益を受ける他の都道府県に分担させることができる。

4 前項の規定により国土交通大臣が著しく利益を受ける他の都道府県に国道の所在する都道府県の負担すべき負担金の一部を分担させようとする場合においては、国土交通大臣は、関係都道府県の意見を聞かなければならない。

(負担金の納付又は支出)

第五十三条 (略)

2 都道府県が国道の新設又は改築を行う場合においては、国は第五十条第一項の規定に基づく負担金を、同条第三項の規定により分担を命ぜられた他の都道府県は当該規定による分担金を、政令で定めるところにより、当該都道府県に対して支出しなければならない。

3 (略)

(道路に関する費用の補助)

第五十六条 国は、国土交通大臣の指定する主要な都道府県道若しくは市道を整備するために必要がある場合、第七十七条の規定による道路に関する調査を行うために必要がある場合又は資源の開発、産業の振興、観光その他国の施策上特に道路を整備する必要があると認められる場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該道路の新設又は改築に要する費用についてはその二分の一以内を、道路に関する調査に要する費用についてはその三分の一以内を、指定区間外の国道の修繕に要する費用についてはその二分の一以内を道路管理者に対して、補助することができる。

(道路管理者以外の者の行う工事等に要する費用)
第五十七条 第二十四条の規定により道路管理者以外の者の行う道路に関する工事又は道路の維持に要する費用は、同条の規定により道路管理者の承認を受けた者又は道路の維持を行う者が負担しなければならない。

(原因者負担金)

第五十八条 道路管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。

2 (略)

第五十九条 (附帯工事に要する費用)

3 道路管理者は、第一項の道路に関する工事が他の工事又は他の行為のために必要となつたものである場合においては、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部を、その必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為につき費用を負担する者に負担させることができる。

(他の工作物の管理者の行う道路に関する工事に要する費用)

第六十条 第二十一条の規定によつて道路管理者が他の工作物の管理者に施行させた道路に関する工事に要する費用は、この法律の規定に基いて当該道路に関する工事について費用を負担すべき者が負担しなければならない。但し、当該他の工作物の管理者が当該道路に関する工事に因り利益を受けた場合においては、当該他の工作物の管理者に対し、その受けた利益の限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。

(受益者負担金)

第六十一条 道路管理者は、道路に関する工事に因つて著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定める。

(道路の占用に関する工事の費用)

第六十二条 道路の占用に関する工事に要する費用は、第五十九条の規定の適用がある場合を除き、道路の占用につき道路管理者の許可を受けた者が負担しなければならない。第三十八条第一項の規定により道路管理者が自ら道路の占用に関する工事を行う場合も、同様とする。

(収入の帰属)

第六十四条 第二十四条の二第一項の規定に基づく駐車料金及び同条第三項の規定に基づく割増金、第二十五条の規定に基づく料金、第四十八条の七第一項の規定に基づく連結料並びに第四十四条の二第七項、第五十八条から第六十一条まで及び第六十二条後段の規定に基づく負担金は、道路管理者の収入とし、第三十九条の規定に基づく占用料は、政令で定める区分に従い、道路管理者又は第十三条第二項の規定により指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う都道府県若しくは指定市の収入とする。

2 (略)

(他人の土地の立入又は一時使用)

第六十六条 道路管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、道路に関する調査、測量若しくは工事又は道路の維持のためやむを得ない必要がある場合においては、他人の土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 (略)

(長時間放置された車両の移動等)

第六十七條の二 道路管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、道路の改築、修繕若しくは災害復旧に関する工事又は除雪その他の道路の維持の施行のため緊急やむを得ない必要がある場合においては、道路に長時間放置された車両の距離が五十メートルを超えない道路上の場所に当該車両を移動することができ、この場合において、当該車両が放置されている場所からの距離が五十メートルを超えない範囲の地域内の道路上に当該車両を移動する場所がないときは、自動車駐車場、空地、この項前段に規定する場所以外の道路上の場所その他の場所に当該車両を移動することができる。

2 道路管理者は、前項の規定により車両を移動し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者に車両を移動させようとするときは、あらかじめ、当該地域を管轄する警察署長の意見を聴かなければならない。

3 道路管理者は、第一項後段の規定により車両を移動したときは、当該車両を保管しなければならぬ。この場合において、道路管理者は、車両の保管の場所の形状、管理の態様等に応じ、当該車両に係る盗難等の事故の発生を防止するため、道路管理者が当該車両を保管している旨の表示、車輪止め装置の取付けその他の必要な措置を講じなければならない。

4 道路管理者は、前項の規定により車両を保管したときは、当該車両の所有者又は使用者（以下この条において「所有者等」という。）に対し、保管を始めた日時及び保管の場所を告知し、その他当該車両を所有者等に返還するため必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

5 道路管理者は、車両が放置されていた場所における道路の改築、修繕若しくは災害復旧に関する工事が完了し、又は除雪その他の道路の維持の施行が終了した場合その他第三項の規定による保管を継続する必要がなくなつた場合においては、遅滞なく、同項の規定により保管した車両を当該車両が放置されていた場所又はその周辺の場所に移動しなければならない。

(非常災害時における土地の一時使用等)

第六十八條 道路管理者は、道路に関する非常災害のためやむを得ない必要がある場合においては、災害の現場において、必要な土地を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分することができる。

2 道路管理者は、非常災害に因り道路の構造又は交通に対する危険を防止するためやむを得ないと認められる場合においては、災害の現場に在る者又はその附近に居住する者を防ぎよに従事させることができる。

(損失の補償)

第六十九條 道路管理者は、第六十六條又は前条の規定による処分により損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

3 前項の規定による損失の補償については、道路管理者と損失を受けた者との協議しなければならない。

2 前項の規定による協議が成立しない場合においては、道路管理者は、自己の見積つた金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金額の支払を受けた日から一月以内に収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

(道路の新設又は改築に伴う損失の補償)

第七十條 土地収用法第九十三条第一項の規定による場合の外、道路を新設し、又は改築したことに因り、当該道路に面する土地について、通路、みぞ、かき、さくその他の工作物を新築し、増築し、修繕し、若しくは移転し、又は切土若しくは盛土をするやむを得ない必要があると認められる場合においては、道路管理者は、これらの工事をする必要とする者（以下「損失を受けた者」という。）の請求により、これに要する費用の全部又は一部を補償しなければならない。この場合において、道路管理者又は損失を受けた者は、補償金の全部又は一部に代えて、道路管理者が当該工事を行うことを要求することができる。

3 2 (略)

第一項の規定による損失の補償については、道路管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

4 前項の規定による協議が成立しない場合においては、道路管理者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

(道路管理者等の監督処分)

第七十一条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路（連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。）に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。

一 三 (略)

2 道路管理者は、左の各号の一に該当する場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。

一 三 (略)

3 前二項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、道路管理者は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、道路管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。

4 道路管理者（第九十七条の二の規定により権限の委任を受けた北海道開発局長を含む。以下この項及び次項において同じ。）は、その職員のうちから道路監理員を命じ、第二十四条、第三十二条第一項若しくは第三項、第三十七条、第四十条、第四十三条、第四十四条第三項若しくは第四項、第四十六条第一項若しくは第三項、第四十七条第三項、第四十七条の三第二項若しくは第四十八条第一項若しくは第二項の規定又はこれらの規定に違反して命じている者（第一項又は第二項の規定による道路管理者の処分違反して命じている者を含む。）に対して第一項の規定によるその違反行為若しくは工事の中止を命じ、又は道路に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずる権限を行わせることができる。

5 道路管理者は、前項の規定により命じた道路監理員に第四十三条の二、第四十七条の三第一項、第四十八条第四項、第四十八条の十二又は第四十八条の十六の規定による権限を行わせることができる。

6・7 (略)

(監督処分に伴う損失の補償等)

第七十二条 道路管理者は、第二十四条又は第三十二条第一項若しくは第三項の規定による承認又は許可を受けた者が前条第二項第二号又は第三号の規定による処分によつて通常受けるべき損失を補償しなければならない。

2 (略)

3 道路管理者は、第一項の規定による補償の原因となつた損失が前条第二項第三号の規定による処分に因るものである場合においては、当該補償金額を当該事由を生じさせた者に負担させることができる。

(負担金等の強制徴収)

第七十三条 この法律、この法律に基づく命令若しくは条例又はこれらによつてした処分により納付すべき負担金、占用料、駐車料金、割増金、料金又は連結料（以下これらを「負担金等」という。）を納付しない者がある場合においては、道路管理者は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の場合においては、道路管理者は、条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。ただし、手数料の額は督促状の送付に要する費用を勘案して定め、延滞金は年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額を超えない範囲内で定めなければならない。

3 第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、道路管理者は、国税滞納処分の例によ

り、前二項に規定する負担金等並びに手数料及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金等並びに手数料及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4・5 (略)

第七十四条 (国土交通大臣との協議等)

2 指定区間外の国道の道路管理者は、当該国道を新設し、又は改築しようとする場合においては、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽易なものについては、この限りでない。

第七十五条 (法令違反等に関する指示等)

国土交通大臣は、指定区間外の国道に関し、次に掲げる場合においては、当該指定区間外の国道の道路管理者に対して、その処分の取消し、変更その他必要な処分又はその工事の中止、変更、施行若しくは道路の維持のため必要な措置をすること(以下この条において「必要な処分等」という。)を指示することができる。

一・二 (略)

2 国土交通大臣は都道府県道及び指定市の市道に関し、都道府県知事は指定市の市道以外の市町村道に関し、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該道路の道路管理者に対して、当該各号に定める措置をすることができる。

一・二 (略)

3 (略)

道路管理者は、国土交通大臣から前二項の規定による要求を受けたときは、必要な処分等を行わなければならない。

5 第一項から第三項までの規定による国土交通大臣又は都道府県知事の指示又は要求若しくは勧告により道路管理者が自己の処分を取り消し、又は変更したことにより、損失を受けた者がある場合においては、道路管理者は、損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなければならない。

6 (略)

(報告の提出)

第七十六条 道路管理者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県である場合にあつては国土交通大臣に、市町村である場合にあつては都道府県知事に報告しなければならない。

一・四 (略)

(道路の附属物の新設又は改築)

第八十五条 (略)

3 道路の附属物の新設又は改築に要する費用は、道路の附属物の新設又は改築が国道の新設又は改築に伴うものである場合においては、当該国道の新設又は改築に要する費用を負担する者がその負担の割合に応じて負担し、その他の場合においては、道路管理者が負担する。

(国の行う事業等に対する負担金の徴収)

第八十六条 (略)

2 道路管理者は、第三十五条に規定する事業について第五十八条の規定により負担金を徴収しようとする場合又は第六十一条第二項の規定による条例を制定し、若しくは改正しようとする場合においては、前項に規定する政令で定める基準の範囲内においてしなければならない。

(許可等の条件)

第八十七条 国土交通大臣及び道路管理者は、この法律の規定によつてする許可、認可又は承認には、第三十四条又は第四十七条の二第一項の規定による場

合のほか、道路の構造を保全し、交通の危険を防止し、その他円滑な交通を確保するために必要な条件を附することができる。

2 (略)

(道路予定区域)

第九十一条 第十八条第一項の規定により道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間は、何人も、道路管理者（国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第九十六条第五項後段において同じ。）が当該区域についての土地に関する権原を取得する前においても、道路管理者の許可を受けなければ、当該区域内において土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を付加増置してはならない。

2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの（以下「道路予定区域」という。）については、第四条、第三章第三節、第四十三条、第四十四条、第四十四条の二、第四十七条の十、第四十八条、第七十一条から第七十三条まで、第七十五条、第八十七条及び次条から第九十五条までの規定を準用する。

4 3 第一項の規定による制限により損失を受ける者がある場合においては、道路管理者は、その者に対して通常受けるべき損失を補償しなければならない。

4 (略)

(不用物件の管理又は交換)

第九十二条 (略)

2・3 (略)

4 道路管理者は、路線の変更又は区域の変更に因り、新たに道路を構成する敷地その他の物件を取得する必要がある場合において、これらの物件及び不用物件の所有者並びに当該物件について抵当権、賃借権、永小作権その他所有権以外の権利を有する者の同意があるときは、第一項の期間内においても、不用物件とこれらの物件とを交換することができる。

(不用物件の使用)

第九十三条 不用物件を他の道路の新設又は区域の変更のために使用する必要がある場合であつて、且つ、当該不用物件が当該道路の区域内にある場合において、当該道路の道路管理者がその旨を前条第一項の期間内に当該不用物件の管理者に申し出たときは、当該不用物件の管理者は、これを当該道路管理者に引き渡さなければならない。

(都道府県公安委員会との調整)

第九十五条の二 道路管理者は、第四十五条第一項の規定により道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下この項において同じ。）に区画線（道路交通法第二条第二項の規定により同条第一項第十六号の道路標示とみなされるものに限る。以下この条において同じ。）を設け、第四十六条第一項若しくは第三項若しくは第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、若しくは制限し、又は横断歩道橋を設け、道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築で政令で定めるもの若しくは歩行安全改築を行い、若しくは道路上に道路の附属物である自動車駐車場を設けようとするときは、当該地域を管轄する都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。ただし、第四十六条第一項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合において、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、この限りでないものとし、この場合には、事後において、速やかに当該禁止又は制限の内容及び理由を通知しなければならない。

2 道路管理者は、道路の区域を立体的区域として決定し、若しくは変更し、第四十八条の二第二項の規定による自動車専用道路の指定をし、第四十五条第一項の規定により自動車専用道路に区画線を設け、第四十六条第一項若しくは第三項の規定により自動車専用道路の通行を禁止し、若しくは制限し、又は自動車専用道路が他の道路に連絡する位置を定めようとするときは、当該地域を管轄する都道府県公安委員会に協議しなければならない。前項ただし書の規定は、道路管理者が第四十六条第一項の規定により自動車専用道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合について準用する。

(不服申立て)

第九十六条 (略)

2 前項に規定する処分を除くほか、都道府県又は市町村である道路管理者がこの法律に基づいてした処分に不服がある者は、都道府県である道路管理者がした処分については国土交通大臣に対して、市町村である道路管理者がした処分については当該都道府県又は市町村に対して異議申立てをすることもできる。

3・4 (略)

5 道路管理者が第三十二条第一項若しくは第三項(第九十一条第二項において準用する場合を含む。)又は第四十八条の五第一項若しくは第三項の規定による許可の申請書を受理した日から三月を経過してもなおその申請に対するなんらの処分をしないときは、許可を申請した者は、道路管理者がその許可を拒否したものとみなして、不服申立てをすることができ、道路管理者が第九十一条第一項の規定による許可の申請書を受理した日から三十日を経過してもなおその申請に対するなんらの処分をしないときも、同様とする。

(事務の区分)

第九十七条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務(次項において「第一号法定受託事務」という。)とする。

一・二 (略)

三 第十七条第三項の規定により国道に関して指定市以外の市町村が処理することとされている事務(政令で定めるものを除く。)

2 (略)

○ 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号) (抄)

目次

第一章	道路管理者(第一条―第六条)
第二章	道路の占用(第七条―第十九条の四)
第二章の二	違法放置物件の保管の手続等(第十九条の五―第十九条の十二)
第二章の三	危険物を積載する車両の水底トンネルの通行の禁止又は制限(第十九条の十二―第十九条の十五)
第二章の四	連結位置及び連結料(第十九条の十六―第十九条の十八)
第三章	道路に関する費用の負担及び補助
第一節	国道の新設又は改築に要する費用の負担(第二十条―第二十七条)
第二節	道路に関する費用の補助(第二十八条―第三十条)
第三章の二	長時間放置された車両の保管の手続等(第三十条の二―第三十条の四)
第四章	道の区域内の道路の特例(第三十一条―第三十四条の二の三)
第五章	雑則(第三十四条の三―第三十九条)

(都道府県が行う国道の新設又は改築)

第一条 道路法(以下「法」という。)第十二条但書の政令で定める特別の事情は、次の各号に掲げるものとする。

一 都道府県知事又は都道府県の施行する河川工事その他の建設工事の施行と密接な関連を有すること。

二 道路の区域を変更し、当該変更に係る部分を一般国道(以下「国道」という。)以外の道路とする計画のある箇所であること。

三 道路法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第六十三号)による改正前の法(以下次号において「改正前の法」という。)第十三条第一項の規定により都道府県知事が施行した工事と一体として施行する必要があること。

四 改正前の法第十三条第一項の規定により都道府県知事が工事を行なつたこと。

五 法第五条第一項の規定による指定があつた日（以下次号において「指定日」という。）前に法第十五条の規定により都道府県が工事を施行するため調査、測量、設計その他の工事の準備を行つたこと。

六 指定日前に法第十五条の規定により都道府県が施行した工事と一体として施行する必要があること。

2 前項の規定は、法第十七条第一項又は第二項の規定により指定市又は指定市以外の市が国道の新設又は改築を行う場合について準用する。この場合において、前項各号中「都道府県知事」とあるのはそれぞれ「指定市の長」又は「指定市以外の市の長」と、「都道府県」とあるのはそれぞれ「指定市」又は「指定市以外の市」と読み替えるものとする。

（都道府県又は指定市による指定区間内の国道の管理の告示）

第一条の四 国土交通大臣は、法第十三条第二項の規定により指定区間内の国道の管理を都道府県又は指定市が行うこととする場合においては、管理の区間、管理の内容、管理の始期及び管理者を告示してしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により告示した事項を変更する場合においては、その旨を告示してしなければならない。

（管理の特例の場合の読替規定）

第一条の五 法第十七条第一項又は第二項の場合における法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定		読み替えられる字句	
		次に掲げる場合の区分に応じて読み替える字句	
		法第十七条第一項の場合	法第十七条第二項の場合
第十三条第四項	(略)	(略)	(略)
	関係都道府県	関係する指定市、都道府県又は指定市以外の市（第十七条第二項の規定により管理を行う市をいう。第九十四条第五項の項において同じ。）	関係する指定市以外の市、都道府県又は指定市
(略)	(略)	(略)	(略)

（指定区間内の国道に設けられる有料の自動車駐車場の名称等の告示）

第三条の二 国土交通大臣は、法第二十四条の二第一項の規定により指定区間内の国道に設けられる自動車駐車場に自動車駐車させる者から駐車料金を徴収しようとする場合においては、当該自動車駐車場の名称及び位置、駐車料金の額、駐車することができる時間並びに駐車料金の徴収開始の日を告示してしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により告示した事項を変更する場合においては、その旨を告示してしなければならない。

（駐車料金を徴収することができない自動車）

第三条の三 法第二十四条の二第一項ただし書の政令で定める自動車は、道路の改築、修繕、災害復旧に関する工事、道路の維持その他特別の理由に基づき当該自動車駐車場に駐車することがやむを得ないと認められる自動車で、国土交通大臣が定めるものとする。

(道路管理者の権限の代行)

- 第四 法第二十七条第一項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるものとする。
- 一 法第十八条第一項の規定により道路の区域を決定し、又は変更すること。
- 二 法第十九条の二第一項又は第二十条第一項の規定により災害復旧に関する工事を施行させること。
- 三 法第二十一条又は第二十二條第一項の規定により道路に関する工事を施行すること。
- 四 法第二十三条本文の規定により他の工事を施行すること。
- 五 法第二十四条本文の規定により道路に関する工事を承認し、及び法第八十七条第一項の規定により当該承認に必要な条件を付すること。
- 六 法第三十二条第一項又は第三項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な条件を付すること。
- 七 法第三十四条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により工事の調整のための条件を付すること。
- 八 法第三十五条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により国と協議し、同意すること。
- 九 法第三十六条第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により提出する工事の計画書を受理すること。
- 十 法第三十八条第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路の占用に関する工事を施行すること。
- 十一 法第四十条第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な指示をすること。
- 十二 法第四十三条の二の規定により必要な措置をすること。
- 十三 法第四十四条の二第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させ、法第四十四条の二第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を保管し、法第四十四条の二第三項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を売却し、及び代金を保管し、並びに法第四十四条の二第五項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を廃棄すること。
- 十四 法第四十五条第一項又は第四十七条の四の規定により道路標識又は区画線を設けること。
- 十五 法第四十六条第一項又は第四十七条の四の規定により道路の通行を禁止し、又は制限すること。
- 十六 法第四十七条の二第一項及び第二項前段の規定により許可をし、同項後段の規定により協議し、同意し、及び同条第五項の規定により許可証を交付すること。
- 十七 法第四十七条の三第一項の規定により必要な措置をすること。
- 十八 法第四十七条の六第一項の規定により協議し、協定を締結し、及び道路一体建物を管理すること。
- 十九 法第五十四条の二第一項の規定により共用管理施設の費用の分担の方法等について協議すること。
- 二十 法第六十六条第一項の規定により他人の土地に立ち入り、若しくは特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者にこれらの行為をさせること。
- 二十一 法第六十七条の二第一項の規定により車両を移動し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者に車両を移動させ、同条第二項の規定により意見を聴き、同条第三項の規定により車両を保管し、及び必要な措置を講じ、同条第四項の規定により告知し、必要な措置を講じ、及び公示し、並びに同条第五項の規定により車両を移動すること。
- 二十二 法第六十八条第一項の規定により災害の現場において、必要な土地を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分し、及び同条第二項の規定により災害の現場に在る者若しくはその付近に居住する者を防御に従事させること。
- 二十三 法第六十九条の規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び補償金を補償すること。
- 二十四 法第七十条の規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び補償金を支払い、又は補償金に代えて工事をを行うことを要求し、並びに協議が成立しない場合において収用委員会に裁決を申請すること。
- 二十五 法第七十一条第一項若しくは第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する処分をし、若しくは措置を命じ、又は法第七十一条第三項前段（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）以下この号において同じ。）の規定により必要な措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせること。ただし、法第七十一条第二号又は第三号（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）に該当する場合においては、法第七十一条第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する処分を

し、若しくは措置を命じ、又は法第七十一条第三項前段の規定により必要な措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせることはできない。

十九 法第九十二条第四項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により不用物件と新たに道路を構成する物件とを交換すること。

二十 法第九十三条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により不用物件の使用の申出をし、及びその引渡しを受けること。

二十一 法第九十五条の二第二項の規定により意見を聴き、又は通知し、及び同条第二項の規定により協議し、又は通知すること。ただし、法第四十六条第三項又は第四十八条の二第二項若しくは第二項の規定に係るものを除く。

二十二 車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第七條第二項の規定により車両の総重量、軸重又は輪荷重の限度を定め、及び同令第十条第二項の規定により通行方法を定めること。

二十三 車両制限令第十一條第一項の規定により他の道路を指定すること。

二十四 車両制限令第十二條の規定により認定すること。

第五條 一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は他の工作物の管理者が道路を管理する場合において、これらの者が法第二十七條第二項の規定により当該道路の道路管理者に代わつて行うことのできる権限は、道路管理者の権限のうち、次に掲げるものの以外のものである。

一 法第十八條第一項の規定により道路の区域を公示すること。

二 法第二十八條第一項の規定により道路の台帳を調製し、及びこれを保管すること。

三 法第四十四條（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により沿道区域を指定し、及びこれを公示すること。

四 法第四十七條の六第二項の規定により協定を締結した旨を公示し、協定又はその写しを一般の閲覧に供し、及び閲覧に供している旨を掲示すること。

五 法第四十七條の九（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路保全立体区域を指定し、及びこれを公示すること。

六 法第五十二條第一項の規定により市町村に対し、工事又は維持に要する費用の一部を負担させること。

（道路一体建物に関する協定の締結についての意見の聴取等）

第六條 国土交通大臣は、法第二十七條第一項の規定により、道路管理者に代わつて法第四十七條の六第一項の規定による協定を締結しようとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

二 国土交通大臣は、法第二十七條第一項の規定により、道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は他の工作物の管理者が道路を管理する場合において、これらの者が、同条第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つたときも、同様とする。

一 法第十八條第一項の規定により道路の区域を決定し、又は変更すること。

二 法第三十二條第一項又は第三項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により許可を与えること。

三 法第三十五條（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により同意すること。

四 法第四十七條の六第一項の規定により協定を締結すること。

五 法第七十一条第一項又は第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は当該許可に係る物件の改築、移転若しくは除却を命ずること。

（道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等）

第七條 法第三十二条第一項第七号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一 看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ

二 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設

三 土石、竹木、瓦その他の工事用材料

四 防火地域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第五号の防火地域をいう。以下同じ。）内に存する建築物（以下「既存建築物」という。）を除くとして、当該防火地域内にこれに代わる建築物として耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）を建築する場合（既存建築物が防火地域と防火地域でない地域にわたって存する場合において、当該既存建築物を除くとして、当該既存建築物の敷地（その近接地を含む。）又は当該防火地域内に、これに代わる建築物として耐火建築物を建築するときを含む。）において、当該耐火建築物の工事期間中当該既存建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物

五 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第二条第六号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物（当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。）に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設

六 トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設

七 都市計画法第八条第一項第三号の高度地区（建築物の高さの最低限度が定められているものに限る。）及び高度利用地区並びに同項第四号の二の都市再生特別地区内の高速自動車国道又は自動車専用道路の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設及び自動車駐車場

八 道路の区域内の地面に設ける自転車（側車付きのものを除く。以下単に「原動機付自転車」という。）を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具（第六号に掲げる施設に設けるものを除く。）も側車付きのものを除く。以下「二輪自動車」という。）を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具（第六号に掲げる施設に設けるものを除く。）

九 法第三十三條第二項に規定する高速自動車国道又は自動車専用道路の連結路附属地（以下「特定連結路附属地」という。）に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設（次号に掲げる施設を除く。）でこれらの道路の通行者の利便の増進に資するもの

十 高速自動車国道又は自動車専用道路に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所

（原動機付自転車等駐車器具の占用の場所に関する基準）
第十一條の八 法第三十二條第二項第三号に掲げる事項についての第七條第八号に規定する原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具（以下この条において「原動機付自転車等駐車器具」という。）に関する法第三十三條第一項の政令で定める基準は、次のいずれにも適合する場所であることとする。

一 車道以外の道路の部分内の車道に近接する部分であること。
二 道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該原動機付自転車等駐車器具を原動機付自転車又は二輪自動車の駐車用に供したときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の幅員が道路構造令第十条第三項本文、第十条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員であること。
2 第十條第一号及び第五号の規定は、原動機付自転車等駐車器具について準用する。この場合において、同条第一号中「地上」とあるのは「地面」ととし、「地上」とあるのは「地面」と、「次のいずれにも適合する場所（特定連結路附属地の地上に設ける場合にあつては、口及びハのいずれにも適合する場所）」とあるのは「口及びハのいずれにも適合する場所」と読み替えるものとする。

（指定区間内の国道に係る占用料の額）
第十九條 指定区間内の国道に係る占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額（第七條第九号及び第十号に掲げる施設にあつては、同表占用料の欄に定める額並びに道路の交通量等から見込まれる当該施設において行われる営業により通常得られる売上収入額に応じて国土交通省令で定めるところにより算定した額を勘案して占用面積一平方メートルにつき一年当たりの妥当な占用の対価として算定した額。以下この項及び次項において同じ。）に、法第三十二條第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五條の規定により同意した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号。以下「電線共同溝整備法」という。）第十条、第十一条第一項若しくは第十二條第一項の規定によ

り許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した占用することができず、期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができず、期間の末日までの期間）以下この項、次条第一項及び別表の備考第九号において同じ。）に相当する期間を同表占用料の単位に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合には、百円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合には、百円）の合計額とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定区間内の国道に係る道路の占用のうち占用の期間が一月未満のものについての占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合には、百円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合には、百円）の合計額とする。

3. 国土交通大臣は、指定区間の国道に係る占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。前二項の規定にかかわらず、前二項に規定する額の範囲内において別に占用料を徴収しないことができる。

一 法第三十五条に規定する事業（前条に規定するものを除く。）及び地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第六条に規定する公営企業に係るもの
二 日本郵政公社が日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第十九条第一項に規定する業務の用に供する占有物

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が管理

四 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件を行う鉄道施設並びに鉄道事業法による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設

五、街灯、公共の用に供する通路及び駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第十七条第一項に規定する都市計画において定められた路外駐車場の各号に掲げるもの及び、前二項の規定するもの（古用物牛）を著しく不適当であると認められる古用物牛で、国土交通大臣が定めるもの

4 指定区間の国道に係る占用料で指定区間の指定の日の前日までに道路管理者である都道府県又は指定市が徴収すべきものの額は、前三項の規定にかかわらず、前各号に掲げるもののほか、前二項に規定する客の占用料を徴収することが著しく不適当であると認められる占用物件で、国土交通省が定めるもの

。わらず、当該指定区間の指定の際現に当該指定区間の存する都道府県又は指定市が法第三十九条第二項の規定に基づく条例で定めている占用料の額とする。

(壹) 文庫切二二間一
の 見三
の 直各々
三三
文二
の 八
二の 重月

(違法放置物件に関する規定の道路予定区域についての準用)
第十九条の十一 第十九条の五から前条までの規定は、道路予定区域に係る違法放置物件について準用する。

(指定市又は指定市以外の市が管理する場合)

第二十六条 第二十一条から第二十三条まで及び前条の規定は、法第十七条第一項の規定により指定市が国道の管理を行う場合又は法第十七条第二項の規定

[illegible]

、同条及び第二十三条第一項中「他の都道府県」とあるのは「都道府県」と、第二十一条及び第二十三条中「都道府県負担額」とあるのはそれぞれ「指定

市負担額」又は「指定市以外の市負担額」と、第二十二條及び第二十五條中「都道府県」とあるのはそれぞれ「指定市」と、第二十三條第一項前段中「都道府県に」とあるのはそれぞれ「指定市に」と、同項後段中「関係都道府県」とあるのはそれぞれ「関係

係指定市又は都道府県」又は「関係指定市以外の市又は都道府県」と読み替えるものとする。

(道路に関する費用の補助額)

第二十八條 第五十六條の規定による道路管理者に対する道路の新設、改築若しくは修繕に要する費用又は道路の調査に要する費用に關する補助金の額は、当該費用の額（道路の新設、改築又は修繕の場合において収入金があるときは、当該額から収入金を控除した額。以下本節において「補助基本額」といふ。）に、

う。に、同条に定める補助率をそれぞれ乗じた額とする。

(中間検査及び完了認定の申請)

第三十条 第二十五条の規定は、法第五十六条の規定による補助を受ける工事又は調査の中間検査又は完了認定の申請について、準用する。この場合において第二十五条第二項中「都道府県」とあるのは「道路管理者」と読み替えるものとする。

(道路の附属物)

第三十四条の三 法第二条第二項第八号に規定する政令で定める道路の附属物は、次に掲げるものとする。

- 一 道路の防雪又は防砂のための施設
- 二 ベンチ又はその上屋で道路管理者が設けるもの
- 三 車両の運転者の視線を誘導するための施設
- 四 他の車両又は歩行者を確認するための鏡
- 五 地点標
- 六 自転車駐車場で道路上に、又は道路に接して道路管理者が設けるもの
- 七 道路の交通又は利用に係る料金の徴収施設

(手数料及び延滞金)

第三十七条 法第七十三条第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により国が徴収する手数料の額は、督促状一通につき郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）第二十二条第一項に規定する通常葉書の料金の額を超えない範囲内において国土交通大臣が定める額とする。

2 法第七十三条第二項の規定により国が徴収することができ延滞金は、当該督促に係る負担金等の額が千円以上である場合に徴収するものとし、その額は、納付すべき期限の翌日から負担金等の納付の日までの日数に応じ負担金等の額に年十・七五パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、負担金等の額の一部分につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる負担金等の額は、その納付のあつた負担金等の額を控除した額による。

4 3 前項の延滞金は、その額が百円未満であるときは、徴収しないものとする。
指定区間内の国道に係る占用料で指定区間の指定の日の前日までに道路管理者である都道府県又は指定市が徴収すべきものに係る手数料及び延滞金について、前三項の規定にかかわらず、当該指定区間の指定の際現に当該指定区間の存する都道府県又は指定市が法第七十三条第二項の規定に基づく条例で定めている手数料及び延滞金の例による。

(都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない改築等)

第三十八条の二 法第九十五条の二第一項に規定する政令で定める道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築は、突角の切取り、車道又は歩道の幅員の変更及び交通島、中央帯又は植樹帯の設置とする。

2 道路管理者は、第三十四条の三第六号の自転車駐車場（道路上に設けるものに限る。）を設けようとするときは、当該地域を管轄する都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。

(法定受託事務から除かれる事務)

第三十八条の三 法第九十七条第一項第二号の政令で定める事務は、第一条の二第一項第五号及び第八号に掲げるものとする。

(事務の区分)

第三十八条の四 この政令の規定により都道府県、指定市又は法第十七条第二項の規定により都道府県の同意を得た市が指定区間外の国道の道路管理者として処理することとされている事務（第二十三条第三項（第二十六条において準用する場合を含む。）において準用する第二十三条第一項及び第三十六条の規定により処理することとされているものを除く。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(権限の委任)

第三十九条 法及び法に基づく政令に規定する道路管理者である国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第十三条

2 前項の規定により都道府県又は指定市が指定区間内の国道の管理を行うこととする場合にあつては、この限りでない。

局長に委任する。ただし、法第三十一条第二項の規定による裁定及び同条第五項本文の規定による決定並びに法第九十四条第二項の規定による譲与については、この限りでない。

一 法第三十項(法第五十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定により裁定をし、並びに法第二十条第四項及び法第五十五条第三項において準用する法第七條第六項前段の規定により当該道路の道路管理者又は他の工作物の管理者の意見を聞くこと。

二 法第五十条第三項の規定により負担金の一部を分担させ、及び同条第四項の規定により意見を聞くこと。

三 法第五十六条の規定により主要な都道府県道又は市道を指定すること。

四 法第九十六条第二項前段又は第三項前段の規定による審査請求に対して裁決をすること。

五 第三條の三の規定により駐車料金を徴収することができない自動車を選定すること。

六 第三條第三項第六号の規定により別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる占用物件を選定すること。

七 第二十三條第一項及び第二項(これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む。)の規定により負担基本額、都道府県負担額(指定市負担額及び指定市以外の市負担額を含む。)(及び都道府県分負担額を通知すること。

八 第三十二條第一項の規定により開発道路を指定し、及び同条第二項の規定により意見を聴取すること。

九 第三十四條第六項の規定により実施計画について協議すること。

十 第三十四條の二の二の規定により負担基本額及び道等の負担額を通知すること。

十一 第三十四條の二の三第一項の規定により道路を指定し、及び同項第一号の規定により費用の額の上限を選定すること。

十二 第三十七條第一項の規定により手数料の額を選定すること。

3 前項の規定により地方整備局長及び北海道開発局長に委任する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものについては、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第七十五條第一項から第三項まで(これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)(の規定により指示し、又は措置すること。

二 法第七十七條第一項の規定により道路に関する調査を行わせ、又は地方公共団体の長若しくはその命じた職員が行うこととし、及び同条第二項の規定による報告を徴収すること。

三 法第七十八條の規定により必要な勧告、助言又は援助をすること。

○ 土地収用法 (昭和二十六年法律第二百十九号) (抄)

(訴訟)

第三百三十三條 収用委員会の裁決に関する訴え(次項及び第三項に規定する損失の補償に関する訴えを除く。)(は、裁決書の正本の送達を受けた日から三月の不変期間内に提起しなければならない。

2 収用委員会の裁決のうち損失の補償に関する訴えは、裁決書の正本の送達を受けた日から六月以内に提起しなければならない。

3 前項の規定による訴えは、これを提起した者が起業者であるときは土地所有者又は関係人を、土地所有者又は関係人であるときは起業者を、それぞれ被告としなければならない。

○ 道路運送車両法 (昭和二十六年法律第百八十五号) (抄)

(定義)

第二条 (略)

- 3 2 (略)
- 3 この法律で「原動機付自転車」とは、国土交通省令で定める総排気量又は定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。

○ 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号） （抄）

（電線共同溝の建設完了後の占用の許可の申請）

第四条 前条第一項の規定による指定があつたときは、電線共同溝の建設完了後における当該電線共同溝の占用を希望する者は、国土交通省令で定めるところにより、道路管理者に当該電線共同溝の建設完了後の占用の許可を申請することができる。

2・3 (略)

4 道路管理者は、第一項の規定による申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その申請を却下しなければならない。

一 当該申請の内容が、当該電線共同溝整備道路の構造等に照らし採用することのできる電線共同溝の規模及び構造上相当でないと認められるものであること。

二 当該申請が、当該電線共同溝の建設及び管理に支障を及ぼすおそれがあると認められるものであること。

（電線共同溝の建設）

第五条 道路管理者は、電線共同溝整備道路について、この章に定めるところにより、電線共同溝を建設するものとする。

2 道路管理者は、前条第一項の規定による申請をした者（同条第四項の規定により却下された者を除く。以下「電線共同溝の占用予定者」という。）の意見を聴いて電線共同溝整備計画を定め、これに基づき電線共同溝の建設を行わなければならない。

3・4 (略)

（電線共同溝の占用予定者の地位の承継）

第六条 相続人、合併又は分割により設立される法人その他の電線共同溝の占用予定者の一般承継人（分割による承継の場合にあつては、第四条第一項の規定による申請に係る権利及び義務の全部を承継する法人に限る。）は、電線共同溝の占用予定者の地位を承継する。

2 前項の規定により電線共同溝の占用予定者の地位を承継した者は、その承継の日の翌日から起算して三十日以内に、道路管理者にその旨を届け出なければならない。

（電線共同溝の増設）

第八条 (略)

3 第四条、第五条第二項から第四項まで、第六条及び前条の規定は、第一項の規定による電線共同溝の増設について準用する。この場合において、第四条

第一項及び第二項中「前条第一項の規定による指定」とあるのは「第八条第二項の規定による電線共同溝の増設の公示」と、同条第一項及び第三項中「建設完了後」とあるのは「増設完了後」と、同条第二項中「前条第二項」とあるのは「当該指定」とあるのは「第八条第三項において準用する前条第四項第二号、第五条第二項及び前条中「建設」とあるのは「増設」と、第五条第二項中「前条第一項」とあるのは「第八条第三項」と、同条第三項中「電線共同溝の増設に係り電線共同溝の増設に準用する前条第四項」と、同項及び同条第三項、第六条並びに前条第一項中「電線共同溝の増設に係り電線共同溝の増設に準用する前条第四項」とあるのは「電線共同溝増設計画」と、同条第四項中「建設する」とあるのは「増設する」と読み替えるものとする。

（占用予定者に対する電線共同溝の占用の許可）

第十条 道路管理者は、電線共同溝の建設又は増設を完了したときは、直ちに、次に掲げる事項を明らかにして、電線共同溝の占用予定者又は増設に係る電線共同溝の占用予定者に当該電線共同溝の占用の許可をするものとする。

- 一 占用することができる電線共同溝の部分
- 二 電線共同溝に敷設することができる電線の種類及び数量
- 三 電線共同溝を占用することができる期間

(占用予定者であつた者以外の者による電線共同溝の占用の許可)
 第十一条 前条の規定による許可を受けた者以外の者であっても、電線共同溝の收容能力に余裕があるときは、国土交通省令で定めるところにより、道路管理者の許可を受けて、電線共同溝を占用することができる。

2・3 (略)
 (電線共同溝の占用に係る変更の許可)
 第十二条 道路管理者は、第十条又は前条第一項の規定による許可（この項の規定による変更の許可を含む。）を受けた者から申請があつた場合においては、第十条各号に掲げる事項の変更の許可をすることができる。

2 (略)
 (許可に基づく地位の承継)
 第十四条 (略)

2 前項の規定により許可に基づく地位を承継した者は、その承継の日の翌日から起算して三十日以内に、道路管理者にその旨を届け出なければならない。
 第十五条 第十条、第十一条第一項又は第十二条第一項の規定による許可に基づく権利の全部又は一部は、道路管理者の承認を受けなければ、譲渡することができない。

2 (略)

(電線の構造等の基準の遵守)
 第十六条 (略)

2 道路管理者は、電線共同溝を占用する者が敷設する電線が前項に規定する基準に適合しない場合は、当該占用する者に対し、当該敷設に関する工事の中止又は当該電線の改造、移転若しくは除却その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(電線共同溝管理規程)
 第十八条 道路管理者は、電線共同溝を適正かつ円滑に管理するため、この法律の規定に基づき当該電線共同溝を占用する者の意見を聴いて、国土交通省令で定めるところにより、電線共同溝管理規程を定めるものとする。

(原状回復)

第二十條 (略)
 2 道路管理者は、前項に規定する者に対して、同項の規定による原状の回復について必要な指示をすることができる。

(国の行う電線共同溝の占用の許可等の特例)
 第二十一条 国の行う電線共同溝の占用又は占用に係る権利の譲渡については、国と道路管理者との協議が成立することをもって、第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定による許可又は第十五条第一項の規定による承認を受けたものとみなす。

(行政処分)

第二十六条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定による許可若しくは第十五

条第一項の規定による承認を取り消し、その内容を変更し、その効力を停止し、又は電線共同溝の占用予定者若しくは増設に係る電線共同溝の占用予定者の地位を取り消すことができる。

一 詐欺その他不正な手段により第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定による許可若しくは第十五条第一項の規定による承認を受け、又は電線共同溝の占用予定者若しくは増設に係る電線共同溝の占用予定者の地位を得た者

二 第十条又は第十一条第三項（第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可の内容に違反して電線共同溝を占用した者

三 第七条第一項（第八条第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項又は第十九条の規定により納付すべき負担金を納付しない者

四 第十六条第二項又は第十七条第一項の規定による処分に違反している者

○ 電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令（平成七年政令第二百五十六号）（抄）

（電線の構造等の基準）

第七条（略）

2 電線共同溝に電線を敷設する場合における敷設の方法は、次に掲げるところによらなければならない。

- 一 敷設に関する工事の実施に当たっては、あらかじめ、当該工事の期間及び概要を道路管理者に届け出ること。
- 二 四（略）

○ 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和五十五年法律第八十七号）（抄）

（総合計画）

第七条 市町村は、第五条第一項に規定する地域において自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、自転車等駐車対策協議会の意見を聴いて、自転車等の駐車対策に関する総合計画（以下「総合計画」という。）を定めることができる。

2 7（略）

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第二条（略）

2 8（略）

9 この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

- 一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）
- 10 17（略）

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

政令	事務
(略)	(略)

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）	この政令の規定により都道府県、指定市又は法第十七条第二項の規定により都道府県の同意を得た市が指定区間外の国道の道路管理者として処理することとされている事務（第二十三条第三項（第二十六条において準用する場合を含む。））において準用する第二十三条第一項及び第三十六条の規定により処理することとされているものを除く。）
（略）	（略）

○ 道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）（抄）

第二条 国土交通大臣は、当分の間、必要があると認めるときは、道路法第十三条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する指定区間外の一般国道の修繕をすることができ。

2・3 （略）

○ 道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）（抄）

（国土交通大臣の権限）

第七条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項（第一号、第十七号、第十九号及び第二十号を除く。）及び第二項の規定は、国土交通大臣が法第二条第一項の規定により指定区間外の一般国道の修繕をする場合について準用する。この場合において、同令同条第二項中「第二条第一項」とあるのは「道路の修繕に関する法律の施行に関する政令第六条」と、「同条第二項」とあるのは「同条」と読み替えるものとする。

○ 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）（抄）

（道路法及び高速自動車国道法の適用）

第五十四条 この法律による道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理については、この法律に定めるもののほか、道路法（第五十条から第五十三条までを除く。）及び高速自動車国道法（第二十条を除く。）並びにこれらの法律に基づく政令の規定の適用があるものとする。この場合において、道路法第七十一条第四項中「道路管理者（第九十七条の二の規定により権限の委任を受けた北海道開発局長を含む。）以下この項及び次項において同じ。」は、その職員のうちから道路監理員を命じ」とあるのは「機構等又は有料道路管理者（道路整備特別措置法第十八条第四項に規定する有料道路管理者をいう。以下同じ。）は、その職員のうちから道路監理員を命じ」と、「第一項又は第二項の規定による道路管理者の処分」とあるのは「道路整備特別措置法第八条第一項第二十九号又は第十七条第一項第二十四号の規定により道路管理者に代わって行う第一項若しくは第二項の規定による機構等の処分又は第一項若しくは第二項の規定による有料道路管理者の処分」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

○ 道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）（抄）

（道路法の規定の適用についての技術的読替え）

第十五条 法の規定により機構及び会社又は地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合において同法第三十二条第四項中「道路管理者」とあるのは「地方道路公社」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句とする。

読み替える規定

読み替えられる字句

次に掲げる場合の区分に応じて読み替える字句

第九十一条第三項、第九十六条第五項	(略)			
第四十五条第一項、第四十七条の四、第四十七条の六第一項、第四十八条の十一第二項	道路管理者	(略)	機構及び会社	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第四十七条の六第二項	協定を	機構が協定を	地方道路公社が協定を	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 法の規定により有料道路管理者が行う道路（都道府県道及び市町村道に限る。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える道路法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第十八条第二項、第二十条第五項、第二十一条、第二十二條第一項、第二十三条第一項、第二十四条、第二十四条の二第三項、第二十四条の三、第二十八条第一項及び第三項、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十九条まで、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一項、第二項及び第四項、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の三、第四十七條の四、第四十七條の六、第四十七條の九第一項及び第三項、第四十八條第二項及び第四項、第四十八條の二、第四十八條の三、第四十八條の五第三項、第四十八條の七、第四十八條の八第二項、第四十八條の九、第四十八條の十二、第四十八條の十一第二項、第四十八條の十二、第五十七條、第五十八條第一項、第五十九條	道路管理者	有料道路管理者

第三項、第六十条から第六十二条まで、第六十六条第一項、第六十七条の二から第六十九条まで、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第一項から第三項まで、第七十五条第四項及び第五項、第七十六条、第八十六条第二項、第八十七条第一項、第九十条第二項、第九十一条第二項及び第三項、第九十二条第四項、第九十五条の二、第九十六条第三項及び第五項、第一百一条第四号及び第五号、第一百零二条第一号、第三号及び第四号、第一百三三、第四百条		(略)
---	--	-----

(高速自動車国道法の規定による道路法の規定の適用についての技術的読替え)

第十六条 法の規定により機構及び会社が行う高速自動車国道の管理について法第五十四条第一項の規定により適用する高速自動車国道法第二十五条の規定による道路法の規定の適用については、同法第二十一条中「協議」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は会社が協議」と、同法第四十七条の六第二項中「協定を」とあるのは「機構が協定を」と、同法第七十一条第四項中「基づく処分」とあるのは「基づく処分」で道路整備特別措置法第八号第一項第十三号、第十四号、第十六号、第十八号若しくは第二十号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの」とするほか、次の表の第一欄に掲げる同法の規定中同表の第二欄に掲げる字句を高速自動車国道法第二

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略)	(略)	(略)	(略)
第三十二条第二項、第三項及び第五項、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第四十条第二項、第四十三条の二、第四十四条第四項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七條の二、第四十七條の五、第四十八條第一項及び第四項、第六十六條第一項、第六十八條、第七十一條第一項から第三項まで及び第五項、第九十六條第五項	道路管理者	国土交通大臣	機構

(略)	(略)	(略)	(略)
第四十五条第一項、第四十七条の四、第四十七条の六第一項	道路管理者	国土交通大臣	機構及び会社
(略)	(略)	(略)	(略)

(道路法施行令の規定の適用についての技術的読替え)
第十八条 法の規定により機構及び会社又は地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	次に掲げる場合の区分に応じて読み替える字句
(略)	(略)	機構及び会社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合
第三十四条の三第二号及び第六号	道路管理者	地方道路公社
(略)	(略)	(略)

2 法の規定により有料道路管理者が行う道路（都道府県道及び市町村道に限る。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第十九条の六第一項第一号及び第二項、第十九条の七、第十九条の九、第十九条の十、第十九条の十二から第十九条の十五まで、第三十条の三第一項第一号及び第二項、第三十条の四、第三十四条の三第二号及び第六号	道路管理者	有料道路管理者

3 法の規定により機構及び会社が行う高速自動車国道の管理について法第五十四条第一項の規定により適用する高速自動車国道法第二十五条の規定による道路法施行令の規定の適用については、同令第十九条第三項中「国土交通大臣は」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は」と、同令第十九条の二第二項ただし書中「国土交通大臣」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）とするほか、次の表の第一欄に掲げる同令の規定中同表の第二欄に掲げる字句を高速自動車国道法施行令（昭和三十三年政令第二百五号）第十三条の規定により読み替えた同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略)	(略)	(略)	(略)
第三十四条の三第二号及び第六号	道路管理者	国土交通大臣	会社

○ 高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号） （抄）

（区域の決定及び供用の開始等）

第七条 国土交通大臣は、第五条第一項の規定により整備計画が決定された場合においては、遅滞なく、高速自動車国道の区域を決定して、政令で定めるところにより、これを公示し、かつ、これを表示した図面を一般の縦覧に供しなければならない。高速自動車国道の区域を変更した場合も、同様とする。

2 （略）

（道路法の適用）

第二十五条 高速自動車国道の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理については、この法律に定めるもののほか、道路法及び同法に基づく政令の規定の適用があるものとする。この場合において、同法第二条第二項第二号又は第六号中「第十八条第一項に規定する道路管理者」とあるのは「国土交通大臣」と、同法第二十四条の二第一項、第三十九条第二項又は第六十一条第二項中「道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）」とあるのは「政令」と、同法第四十四条第二項又は第七十三条第二項中「条例（指定区間内の国道にあつては、政令）」とあるのは「政令」と、同法第四十七条の二第四項中「当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては政令で、その他の者である場合にあつては当該道路管理者である地方公共団体の条例」とあるのは「政令で」と、同法第七十七条中「第十三条第二項又は第二十七条の規定により道路管理者に代つて」とあるのは「高速自動車国道法第九条の規定により国土交通大臣に代わつて」と、同法第七十七条中「第十三条第二項又は第二十七条の規定により道路管理者に代つて」とあるのは「前項に定めるもののほか、道路法及び同法に基づく政令の規定の適用についての必要な技術的読替は、政令で定める。」

○ 高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号） （抄）

（区域の決定の公示等）

第三条 法第七条第一項の規定による高速自動車国道の区域の決定又は変更の公示は、次に掲げる事項を官報に掲載して行うものとする。

一 路線名

二 次のイ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ、ロ又はハに定める事項

イ 区域の決定の場合（ロに掲げる場合を除く。） 高速自動車国道の存する市町村ごとの敷地の幅員（当該市町村内の敷地の幅員が異なるときは、その最大幅員及び最小幅員）及びその延長

ロ 法第二十五条第一項の規定により適用があるものとされた道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十七条の五の規定により立体的区域とする区域の決定の場合 イに掲げる事項並びに当該立体的区域とする区間及びその延長

ハ 区域の変更の場合 変更の区間並びに当該区間に係る変更前の敷地の幅員（当該区間内の敷地の幅員が異なるときは、その最大幅員及び最小幅員。以下この号において同じ。）及びその延長並びに変更後の敷地の幅員及びその延長

三 区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

2 法第七条第一項の規定による図面の縦覧は、縮尺千分の一の図面（法第二十五条第一項の規定により適用があるものとされた道路法第四十七条の五の規定により立体的区域とした区間については、千分の一以上で国土交通省令で定める縮尺の図面）に当該区域を明示して、関係地方整備局若しくは北海道開発局又は関係地方公共団体の事務所において、前項の公示の日から起算して三十日間行うものとする。

(道路法の規定の適用についての技術的読替え)
 第十二条 法第二十五条第一項の規定により道路法の規定を適用する場合における同条第二項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える道路法の規定		読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十四条、第二十四条の三、第二十八条第一項及び第三項、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十七条まで、第三十八條第一項、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一項、第二項及び第四項、第四十四条の二第一項から第五項まで、第四十五条第一項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の三から第四十七條の五まで、第四十七條の六第一項、第四十七條の九第一項及び第三項、第四十八條第二項及び第四項、第五十七條、第六十條、第六十二条、第六十六條第一項、第六十七條の二、第六十八條、第七十一条第一項から第五項まで、第九十一条第二項、第九十二条第四項、第九十六条第五項、第一百一条第四号及び第五号、第一百二十四條第一号、第三号及び第四号、第一百三條、第一百二十四條	道路管理者	国土交通大臣
(略)	第二十四条	第十二条、第十三条第三項又は第十九条から第二十二條まで	第二十一条若しくは第二十二条又は高速自動車国道法第八条
(略)	第四十七條の五、第九十一条第一項	第十八条第一項	高速自動車国道法第七条第一項
第四十七條の六第二項		道路管理者は	国土交通大臣は
(略)		道路管理者の	関係地方整備局又は北海道開発局の
(略)		(略)	(略)

（道路法施行令の規定の適用についての技術的読替え）
第十三条 法第二十五条第一項の規定により道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の規定を適用する場合における同条第二項の規定による同令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える道路法施行令の規定			読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第十九条の七、第十九条の九第二項及び第三項、第十九条の十、第十九条の十二から第十九条の十五まで、第三十条の四、第三十四条の三第二号及び第六号	道路管理者	国土交通大臣		
（略）	（略）	（略）		（略）

○ 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）（抄）

（重要事項の説明等）

第三十五条 宅地建物取引業者は、宅地若しくは建物の売買、交換若しくは貸借の相手方若しくは代理を依頼した者又は宅地建物取引業者が行う媒介に係る売買、交換若しくは貸借の各当事者（以下「宅地建物取引業者の相手方等」という。）に対して、その者が取得し、又は借りようとしている宅地又は建物（第五号において図面を必要とするときは、図面）を交付して説明をさせなければならない。

- 一（略）
- 二 都市計画法、建築基準法その他の法令に基づく制限で契約内容の別（当該契約の目的物が宅地であるか又は建物であるかの別及び当該契約が売買若しくは交換の契約であるか又は貸借の契約であるかの別をいう。以下この条において同じ。）に応じて政令で定めるものに関する事項の概要
- 三（略）
- 四（略）
- 2（略）
- 3（略）
- 4（略）

○ 宅地建物取引業法施行令（昭和三十一年政令第三百八十三号）（抄）

（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）

第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。
一 都市計画法第二十九条第一項及び第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十三条第一項、第五十二条の二第一項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の三第二項及び第四項（これらの規定を同法第五十七条の四及び密集市街地

- 二 項に於ける防災街区の整備の促進に関する法律第二百八十四条において準用する場合を含む。次項において同じ。）、第五十三條第一項、第五十七條第二項及び第四項、第五十八條第一項、第五十八條の二第一項及び第二項、第六十五條第一項並びに第六十七條第一項及び第三項
- 三 建築基準法第三十九條第二項、第四十三條の二、第四十四條第一項、第四十五條第一項、第四十七條、第四十八條第一項から第十二項まで（同法第八十八條第二項において準用する場合を含む。）、第四十九條（同法第八十八條第二項において準用する場合を含む。）、第五十二條第一項から第十四項まで、第五十三條第一項から第六項まで、第五十三條の二第一項から第三項まで、第五十四條、第五十五條第一項から第三項まで、第五十六條、第五十六條の二、第五十七條の二第三項、第五十七條の四、第五十七條の五、第五十八條、第五十九條第一項及び第二項、第五十九條の二第一項、第六十條、第六十條の二第一項及び第二項、第六十條の二第三項から第七項まで、第六十條の二第五項、第六十一條、第六十二條、第六十七條の二第一項及び第三項から第七項まで、第六十八條第一項から第四項まで、第六十八條の二第一項及び第五項（これらの規定を同法第八十八條第二項において準用する場合を含む。）、第六十八條の九、第七十五條、第七十五條の二第五項、第七十六條の三第五項、第八十六條第一項から第四項まで、第八十六條の二第一項から第三項まで並びに第八十六條の八第一項及び第三項
- 四 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第八條第一項
- 五 都市緑地法第八條第一項、第十四條第一項、第二十九條、第三十五條第一項から第三項まで及び第五項から第九項まで、第三十六條、第三十九條第一項、第五十條並びに第五十四條第四項
- 五 生産緑地法第八條第一項
- 五 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第五條第一項及び第二項（同法第五項において準用する場合を含む。）、第七十二條第一項、第七十三條第一項、第七十五條第一項及び第二項、第七十六條第一項、第八十六條並びに第九十條第四項
- 六 土地画整理法第七十六條第一項、第九十九條第一項及び第三項、第一百零二條並びに第一百零七條の二第一項及び第二項
- 六 土地画整理法第七十六條第一項、第九十九條第一項及び第三項、第一百零二條並びに第一百零七條の二第一項及び第二項
- 六 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三條において準用する土地画整理法第九十九條第一項及び第三項並びに第一百零二條並びに大都市地域の整備及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七條第一項、第二十六條第一項及び第六十七條第一項
- 六 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第二十一條第一項
- 六 被災市街地復興特別措置法第七條第一項
- 七 新都市街地開発法第三十一條及び第三十二條第一項
- 七 新都市街地盤整備法第三十九條において準用する土地画整理法第九十九條第一項及び第三項並びに第一百零二條並びに新都市街地盤整備法第五十條及び第五十一條第一項
- 八 旧公共施設の整備に関する市街地の改造に関する法律第十三條第一項（都市再開発法附則第四條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧防災建築街区造成法第五十五條第一項において準用する場合に限る。）
- 九 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二十五條第一項
- 十 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第三十四條第一項
- 十一 流通業務市街地の整備に関する法律第五條第一項、第三十七條第一項及び第三十八條第一項
- 十二 都市再開発法第七條の四第一項及び第六十六條第一項
- 十二 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四號）第十條第一項及び第二項
- 十二 集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三號）第六條第一項及び第二項
- 十二 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十三條第一項及び第二項、第九十七條第一項、第二百三十條並びに第二百八十三條第一項
- 十三 港湾法第三十七條第一項第四号及び第四十條第一項
- 十四 住宅地区改良法第九條第一項
- 十五 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六號）第四條第一項及び第八條
- 十六 農地法第三條第一項、第四條第一項、第五條第一項、第四十九條及び第七十三條第一項
- 十七 宅地造成等規制法第八條第一項及び第十二條第一項

十七の二 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二十三条
十八 自然公園法第十三条第三項、第十四条第三項、第二十六条第一項、第三十六条及び第六十条第一項（利用調整地区に係る部分を除く。）

十八の二 首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第一百一号）第十三条

十八の三 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第三百三十三号）第十四条

十九 河川法第二十六条第一項、第二十七条第一項、第五十五条第一項、第五十七条第一項、第五十八条の四第一項及び第五十八条の六第一項（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。）

十九の二 特定都市河川浸水被害対策法第九条、第十六条第一項、第十八条第一項、第二十五条第一項及び第三十一条

二十 海岸法第八条第一項

二十一 砂防法第四条（同法第三条において準用する場合を含む。）

二十二 地すべり等防止法第十八条第一項及び第四十二条第一項

二十三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第七条第一項

二十三の二 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第九条第一項及び第十六条第一項

二十四 森林法第十条の二第一項、第十条の十一の十三、第三十一条並びに第三十四条第一項及び第二項（これらの規定を同法第四十四条において準用する場合を含む。）

二十五 道路法第四十七条の七及び第九十一条第一項

二十六 全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第十一条第一項（同法附則第十三項において準用する場合を含む。）

二十七 土地収用法第二十八条の三第一項（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）

二十八 文化財保護法第四十三条第一項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第五項（これらの規定を同法第八十三条において準用する場合を含む。）並びに第百八

十二 次項において同じ。）第百二十五条第一項、第百二十八条第一項（同法第二項において準用する場合を含む。）並びに第百八

二十九 航空法第四十九条第一項（同法第五十五条の二第二項又は自衛隊法第百七条第二項において準用する場合を含む。）及び第五十六条の三第一項

三十 国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第十四条第一項、第二十三条第一項並びに第二十七条の四第一項及び第三項（これらの規定を同法

第二十七条の七第一項において準用する場合を含む。）

三十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十九第一項から第三項まで

三十二 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第九条第一項から第三項まで

三十三 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第四十六条及び第五十条第四項

2 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地の貸借の契約については、前項に規定する制限のうち、都市計画法第五十二

条の三第二項及び第四項、第五十七條第二項及び第四項並びに第六十七條第一項及び第三項、新住宅市街地開発法第三十一条、新都市基盤整備法第五十條

、流通業務市街地の整備に関する法律第三十七條第一項、公有地の拡大の推進に関する法律第四条第一項及び第八条並びに文化財保護法第四十六條第一項

及び第五項の規定に基づくもの以外のもので、当該宅地に係るものとする。

3 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、建物の貸借の契約については、新住宅市街地開発法第三十二条第一項、新都市基

盤整備法第五十一条第一項、流通業務市街地の整備に関する法律第三十八條第一項及び農地法第七十三條第一項の規定に基づく制限で、当該建物に係るものとする。

○ 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号） （抄）

（基幹道路の整備）

第十一條（略）

2 都道府県は、前項の規定により市町村道の新設又は改築を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該市町村道の道路管理者（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。）に代わつてその権限を行うものとする。

○ 山村振興法施行令（昭和四十年政令第三百三十一号） （抄）

（基幹道路の指定等）

第四条 法第十一条第一項に規定する関係行政機関の長は、市町村道については国土交通大臣、市町村が管理する農道、林道及び漁港関連道については農林水産大臣とする。

2 都道府県は、法第十一条第一項の規定により市町村道の新設又は改築に関する工事を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の路線名、工事区間、工事の種類及び工事の開始の日を告示しなければならない。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、工事の開始の場合に準じてその旨を告示するものとする。

3 法第十一条第二項の規定により都道府県が市町村道の道路管理者に代わつて行う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項各号（第二号を除く。）に掲げるものとする。

4 前項に規定する都道府県の権限は、第二項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第十六号及び第十七号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

5 都道府県は、法第十一条第二項の規定により道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号及び第十八号の権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。

○ 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号） （抄）

（定義）

第二条 （略）

2 （略）

3 この法律において「交通安全施設等整備事業」とは、前条の目的を達成するため、この法律で定めるところに従つて行われる次に掲げる事業をいう。ただし、第二号に掲げる事業にあつては道路の改築（同号イに規定する道路の改築を除く。）に伴つて行われるものを除く。

一 都道府県公安委員会（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第百十四条の規定により権限の委任を受けた方面公安委員会を含む。以下同じ。）が行う次に掲げる事業

イ （略）

ロ 交通管制センター（信号機、道路標識及び道路標示の操作その他道路における交通の規制を広域にわたつて総合的に行うため必要な施設で政令で定めるものをいう。）の設置に関する事業

二 道路管理者が行う次に掲げる事業

イ 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の設置に関する事業又は特に交通の安全を確保する必要がある小区間について応急措置として行う歩道若しくは自転車道の設置その他の道路の改築で政令で定めるものに関する事業

ロ 道路標識、さく、街灯その他政令で定める道路の附属物で安全な交通を確保するためのもの又は区画線の設置に関する事業

（費用の負担又は補助の特例）

第六条 （略）

2 道路管理者が指定区間外の一般国道について実施する特定交通安全施設等整備事業のうち、第二条第三項第二号ロに掲げる事業で政令で定めるものとする費用については、政令で定めるところにより、国及び当該道路の道路管理者である地方公共団体が、それぞれその二分の一を負担するものとする。

3 国は、道路管理者が都道府県道及び市町村道について実施する特定交通安全施設等整備事業のうち、第二条第三項第二号イに掲げる事業及び同号ロに掲げる事業で政令で定めるものに要する費用については、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その二分の一（道路管理者が政令で定める通学路に該当する市町村道について実施する同号イに掲げる事業に要する費用については、その十分の五・五）をその費用を負担する地方公共団体に対して補助する。

4・5 (略)

○ 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百三号）（抄）

第一条（交通管制センター並びに道路の改築及び道路の附属物）

情報の収集、分析及び伝達、信号機、道路標識及び道路標示の操作並びに警察官及び交通巡視員に対する交通の規制に関する指令を一体的かつ有機的に行うためのもの（車両又は航空機に設置されるものを除く。）とする。

2 法第二条第三項第二号イに規定する道路の改築で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 歩道、自転車道、自転車歩行者道、他の車両の速度よりも遅い速度で進行している車両を分離して通行させることを目的とする車線（登坂車線を含む。）、中央帯、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路の設置、路肩の改良又は視距を延長するための道路の改築のうち、道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第三十八条第二項の規定により同令の規定による基準によらないことができるもの

二 交差点又はその付近における道路の改築のうち、突角の切取り、車道の拡幅で道路構造令第三十八条第二項の規定により同令の規定による基準によらないことができるもの又は交通島の設置

三 主として車両の停車の用に供することを目的とする道路の部分の設置

四 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を有しない道路において自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するために行う路面の凸部の設置又は自動車の通行の用に供する部分の幅員の縮小

3 法第二条第三項第二号ロに規定する政令で定める道路の附属物は、道路情報提供装置、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第二項第六号に掲げるもの及び道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十四条の三第三号から第六号までに掲げるものとする。

（法第六条第二項及び第三項に規定する政令で定める事業）

第二条の三 法第六条第二項及び第三項に規定する政令で定める事業は、道路標識、さく、街灯、道路情報提供装置、道路法第二条第二項第六号に掲げるもの又は道路法施行令第三十四条の三第三号若しくは第六号に掲げるもので安全な交通を確保するためのものの設置に関する事業とする。

○ 都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）（抄）

第一条（都市開発資金の貸付け）

2 国は、地方公共団体が次に掲げる資金の貸付けを行うときは、当該地方公共団体に対し、当該貸付けに必要な資金を貸し付けることができる。

一 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十九条第一項の規定により指定された防災街区整備推進機構で政令で定めるものに対する同法第二百九十条第三号に規定する土地で政令で定めるもののうち前項第二号に掲げる土地に該当するものの買取りに要する費用に充てる資金の貸付け

3 二 (略)

○ 都市開発資金の貸付けに関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百二十二号）（抄）

（防災街区整備推進機構に対する資金の貸付けの対象となる土地）

第十一条 法第一条第二項第一号の政令で定める土地は、都市計画法第十二条の四第一項第二号の防災街区整備地区計画の区域内の密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百九十条第三号イに掲げる土地とする。

○ 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（抄）

（道路の上空又は路面下において建築物等の整備を一体的に行うための地区整備計画）
第十二条の十一 地区整備計画においては、第十二条の五第六項に定めるもののほか、適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため、都市計画施設である道路（自動車のみの交通の用に供するもの及び自動車の沿道への出入りができない高架その他の構造のものに限る。）の整備と併せて当該都市計画施設である道路の上空又は路面下において建築物等の整備を一体的に行うことが適切であると認められるときは、当該都市計画施設である道路の区域のうち、建築物等の敷地として併せて利用すべき区域を定めることができる。この場合においては、当該区域内における建築物等の建築又は建設の限界（当該都市計画施設である道路の整備上必要な建築物等の建築又は建設の限界であつて、空間又は地下について上下の範囲を定めたものをいう。）をも定めなければならない。

（建築の許可）

第五十三条 都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 第四（略）
- 五 第十二条の十一に規定する都市計画施設である道路の区域のうち建築物等の敷地として併せて利用すべき区域内において行う行為であつて、当該都市計画施設である道路を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定めるもの
- 2・3（略）

○ 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）（抄）

（法第五十三条第一項第五号の政令で定める行為）

第三十七条の三 法第五十三条第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げる建築物の建築であつて、法第十二条の十一に規定する建築物等の建築又は建設の限界に適合して行うものとする。

- 一 道路法第四十七条の六第一項第一号に規定する道路一体建物の建築
- 二 当該都市計画施設である道路を管理することとなる者が行う建築物の建築

○ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）（抄）

（特別豪雪地帯における基幹道路の整備の特例）

第十四条（略）

2 道府県は、前項の規定により市町村道の改築を行なう場合においては、政令で定めるところにより、当該市町村道の道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。）に代わつてその権限を行なうものとする。この場合において、道府県が代わつて行なう権限のうち政令で定めるものは、当該道府県を統轄する道府県知事が行なう。

3・6（略）

○ 豪雪地帯対策特別措置法施行令（昭和四十六年政令第百六十七号）（抄）

（道路管理者の権限の代行）

第一条 道府県は、豪雪地帯対策特別措置法（以下「法」という。）第十四条第一項の規定により市町村道の改築に関する工事を行なおうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の路線名、工事区間、工事の種類及び工事の開始の日を告示しなければならない。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、工事の開始の場合に準じてその旨を告示するものとする。

- 2 法第十四条第二項の規定により道府県が市町村道の道路管理者に代わつて行なう権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項各号（第二号を除く。）に掲げるものとする。
- 3 前項に規定する道府県の権限は、第一項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行なうことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第十六号及び第十七号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行なうことができる。
- 4 法第十四条第二項に規定する道府県が代わつて行なう権限のうち政令で定めるものは、道路法施行令第四条第一項第一号、第三号から第十五号まで、第十八号及び第二十号から第二十四号までに掲げるものとする。
- 5 道府県知事は、法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号及び第十八号の権限を行なつたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。

○ 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号） （抄）

（基幹的な市町村道等の整備）

- 第11条（略）
- 2 都道府県は、前項の規定により市町村道の新設又は改築を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該市町村道の道路管理者（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。）に代わつてその権限を行うものとする。
- 3（6）（略）

○ 半島振興法施行令（昭和六十一年政令第二百四十三号） （抄）

（基幹的な市町村道等の指定等）

- 第二条 法第十一条第一項の政令で定める関係行政機関の長は、基幹的な市町村道については国土交通大臣、市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道については農林水産大臣とする。
- 2 都道府県は、法第十一条第一項の規定により市町村道の新設又は改築に関する工事を行うおうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の路線名、工事区間、工事の種類及び工事の開始の日を告示しなければならない。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、工事の開始の場合に準じてその旨を告示するものとする。
- 3 法第十一条第二項の規定により都道府県が市町村道の道路管理者に代わつて行なう権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項各号（第二号を除く。）に掲げるものとする。
- 4 前項に規定する都道府県の権限は、第二項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行なうことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第十六号及び第十七号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行なうことができる。
- 5 都道府県は、法第十一条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わつて道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号又は第十八号の権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。

○ 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号） （抄）

（基幹道路の整備）

- 第十四条（略）
- 2 都道府県は、前項の規定により市町村道の新設又は改築を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該市町村道の道路管理者（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。）に代わつてその権限を行うものとする。
- 3（6）（略）

○ 過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号） （抄）

(基幹道路の指定等)

第七条 法第十四条第一項に規定する政令で定める関係行政機関の長は、基幹的な市町村道については国土交通大臣、市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道路については農林水産大臣とする。

2 都道府県は、法第十四条第一項の規定により市町村道の新設又は改築に関する工事を行うときは、あらかじめ、当該市町村道の路線名、工事区間、工事の種類及び工事の開始の日を告示しなければならない。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、工事の開始の場合に準じてその旨を告示するものとする。

3 法第十四条第二項の規定により都道府県が市町村道の道路管理者に代わって行う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項各号（第二号を除く。）に掲げるものとする。

4 前項に規定する都道府県の権限は、第二項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第十六号及び第十七号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

5 都道府県は、法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わって道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十七条の六第一項の規定による協定を締結しようとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。

6 都道府県は、法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十三号の二又は第十八号の権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。

○ 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（抄）

(沖縄の道路に係る特例)

第百六条（略）

2 国土交通大臣は、第一項の規定により道路の新設又は改築を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該道路管理者に代わってその権限を行うものとする。

4・5（略）

○ 沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第二百二号）（抄）

(県道又は市町村道に係る直轄工事)

第三十九条 国土交通大臣は、法第百六条第一項の規定により県道又は市町村道の新設又は改築に関する工事を行うときは、あらかじめ、当該県道又は市町村道の路線名、工事区間、工事の種類及び工事の開始の日を告示しなければならない。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、工事の開始の場合に準じてその旨を告示するものとする。

2 法第百六条第三項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わって行う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項各号（第二号を除く。）に掲げるものとする。

3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第十六号及び第十七号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

4 国土交通大臣は、法第百六条第三項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第六条各号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該道路管理者に通知しなければならない。

5 法第百六条第一項の規定により国土交通大臣が行う道路の新設又は改築に要する費用については、国がその十分の九・五を、道路管理者がその十分の〇・五をそれぞれ負担する。

○ 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）（抄）

(特定公共施設工事の施行)

第十八条 機構は、第十一条第一項第七号の業務を行う場合において、その業務が建築物の敷地の整備又は宅地の造成（市街地再開発事業、防災街区整備事業又は土地地区画整理事業の施行に伴うものを含み、その種類に応じて国土交通省令で定める規模以上のものに限定する。）と併せて整備されるべき次の各号に掲げる公共の用に供する施設（以下「特定公共施設」という。）に係る当該各号に定める工事（以下「特定公共施設工事」という。）であるときは、当該特定公共施設の管理者（管理者となるべき者を含む。以下この節において同じ。）の同意を得て、その管理者に代わって当該特定公共施設工事を施行することができる。

一 道路法（昭和二十七年法律第八十号）の道路（高速自動車国道及び一般国道を除く。） 同法による当該道路の新設又は改築に関する工事

二 機構は、前項の規定により特定公共施設工事を施行する場合には、政令で定めるところにより、特定公共施設の管理者に代わってその権限の一部を行うものとする。

三 略

○ 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）（抄）

(道路管理者の権限の代行)

第七条 機構が法第十八条第一項第一号に定める工事を施行する場合において、同条第二項の規定により機構が道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第一項に規定する道路管理者（以下単に「道路管理者」という。）に代わって行う権限は、次に掲げるものとする。

一 道路法第三十一条第一項の規定により協議し、これを成立させること。

二 道路法第九十一条第一項の規定により協議し、及び同条第三項及び第四項の規定により損失の補償について協議し、及び損失を補償すること。

三 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号。以下「共同溝整備法」という。）第五条第一項の規定により意見を求めること。

四 共同溝整備法第六條第一項の規定により共同溝整備計画を作成すること。

五 共同溝整備法第七條第一項及び第二項の規定による通知をし、同条第一項の規定により意見書の提出を求め、並びに同条第四項の規定により意見を聴くこと。

六 共同溝整備法第八條の規定により共同溝の建設を廃止し、及び通知すること。

七 共同溝整備法第十二條第二項の規定により申請を却下し、及び通知すること。

八 共同溝整備法第十四條第一項の規定により許可をすること。

九 共同溝整備法第十七條の規定により認可をすること。

十 共同溝整備法第十八條第一項の規定による届出を受理すること。

十一 共同溝整備法第十九條の規定により公益物件の敷設に関する工事の中止又は公益物件の改築、移転若しくは除却を命ずること。

十二 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号。以下「電線共同溝整備法」という。）第四条第四項（電線共同溝整備法第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定により意見を聴き、及び電線共同溝整備計画又は電線共同溝増設計画を定めること。

十三 電線共同溝増設計画を定めること。

十四 電線共同溝整備法第五条第二項（電線共同溝整備法第八条第三項において準用する場合を含む。）又は第十四条第二項の規定による届出を受理すること。

十五 電線共同溝整備法第六条第二項（電線共同溝整備法第八条第三項において準用する場合を含む。）又は第十四条第二項の規定による届出を受理すること。

十六 電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項又は第十二条第一項の規定による許可をすること。

十七 電線共同溝整備法第十五条第一項の規定による承認をすること。

十八 電線共同溝整備法第十六条第二項の規定により電線の敷設に関する工事の中止又は電線の改造、移転若しくは除却その他必要な措置を講ずべきことを命ずること。

十九 電線共同溝整備法第二十条第二項の規定により必要な指示をすること。

二十 電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議すること。

二十一 電線共同溝整備法第二十六条に規定する処分をすること。

二十二 電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令（平成七年政令第二百五十六号）第七条第二項第一号の規定による届出を受理すること。

2 意見の聴取に係る部分を除く。）、第十六号、第十七号又は第二十号に掲げる権限を行おうとする場合には、道路管理者の同意を得なければならない。

3 意見の聴取に係る部分に限る。）、第十五号、第十八号、第二十一号若しくは第二十二号に掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

（権限の代行の期間）

第十一条 第七条から前条までの規定により機構が特定公共施設の管理者に代わって行う権限は、法第十八条第四項の規定に基づき公告される工事の開始の日から同条第五項（法第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公告される工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、次に掲げる権限は、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

一 第七条第一項第一号（道路法施行令第四条第一項第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）及び第三号（損失の補償に係る部分に限る。）に掲げる権限

二 第八条第一項第七号に掲げる権限

三 第九条第一項第六号（損失の補償に係る部分に限る。）及び第八号に掲げる権限

四 前条第三号及び第五号（損失の補償に係る部分に限る。）に掲げる権限

○ 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第二百二号）（抄）

（管理有料高速道路の維持、修繕等の特例の経過措置）

第二十六条（略）

2 管理有料高速道路については、新特別措置法第三条第一項の許可を受けて新設し、又は改築した高速道路とみなして新特別措置法第四条から第七条まで、第九条第一項（第一号から第三号までに係る部分を除く。）及び第九項から第十一項まで、第二十四条、第二十五条第一項、第二十六条、第三十条第一項（第一号及び第二号に係る部分を除く。）及び第二項、第三十二条第一項、第三十五条、第三十七条第一項、第三十八条、第三十九条、第四十条第一項、第四十二条第一項及び第四項、第四十四条、第四十五条第三項、第四項前段及び第六項、第四十六條第一項、第四十七條、第四十八條、第五十一條第一項、第五項及び第八項、第五十四條第一項（後段にあつては、政令で定める技術的読替えに係る部分に限る。）及び第二項並びに第五十五條から第五十九條までの規定を適用する。この場合において、新特別措置法第九条第九項及び第十項、第四十五條第三項、第四項前段及び第六項並びに第五十一條第四項中「機構」とあるのは「道路管理者」とするほか、新特別措置法の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

3・4（略）

○ 日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百三号）（抄）

（管理有料高速道路に係る新特別措置法等の規定の適用についての技術的読替え）

第六条（略）

2 法第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する新特別措置法第五十四条第一項の規定による道路法（昭和二十七年法律第八十号）の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える道路法の規定

読み替えられる字句

読み替える字句

(略)	(略)	(略)
第四十一条、第四十五条第一項、第四十七条の四、第四十七条の六第一項、第四十八条の十一第二項	道路管理者	道路管理者及び管理有料高速道路承継会社
(略)	(略)	(略)

3 法第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する新特別措置法第五十四条第一項の規定による道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える道路法施行令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第十九条の六第二項、第十九条の七、第十九条の九、第十九条の十、第三十条の三第一項第一号及び第二項、第三十条の四、第三十四条の三第二号及び第六号	道路管理者	管理有料高速道路承継会社

○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）（抄）

第三十二条（市町村による国道等に係る道路特定事業の実施）（略）

2、4 市町村は、第一項の規定により道路特定事業を実施する場合には、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わってその権限を行うものとする。

6、8 （略）

○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）（抄）

（道路管理者の権限の代行）

第二十五条 法第三十二条第五項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限は、次に掲げるもののうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

一 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項第四号、第十一号の四、第十二号（道路法第四十六条第二項第二号の規定による通行の禁止又は制限に係る部分に限る。次項において同じ。）、第十四号、第十四号の二、第十六号、第十七号及び第二十一号（同法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）に掲げるもの

二 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号。以下この条において「電線共同溝整備法」という。）第四条第四項（電線共同溝整備法第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定により申請を却下すること。

